

平成24年6月7日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	1頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○開議宣告	4頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4頁
○日程第 2 会期の決定	4頁
○諸般の報告	4頁
○日程第 3 議案第58号から 日程第17 議案第72号まで	4頁
○農業委員会会長就任あいさつ	6頁
○休会の件	6頁
○散会宣告	7頁

平成24年6月12日（火曜日）第2号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	9頁
○出席議員	9頁
○欠席議員	9頁
○説明のため出席した者	9頁
○職務のため出席した事務局職員	10頁
○開議宣告	12頁
○諸般の報告	12頁
○日程第 1 一般質問	12頁
24番 平山秀直議員	12頁
1番 花田進議員	24頁
18番 阿部春市議員	36頁
○散会宣告	50頁

平成24年6月13日（水曜日）第3号

○議事日程	53頁
○本日の会議に付した事件	53頁
○出席議員	53頁
○欠席議員	53頁
○説明のため出席した者	53頁
○職務のため出席した事務局職員	54頁
○開議宣告	55頁
○日程第 1 議案第73号及び	
日程第 2 議案第58号から議案第72号まで	55頁
○休会の件	56頁
○散会宣告	56頁

平成24年6月20日（水曜日）第4号

○議事日程	57頁
○本日の会議に付した事件	58頁
○出席議員	58頁
○欠席議員	58頁
○説明のため出席した者	58頁
○職務のため出席した事務局職員	59頁
○開議宣告	60頁
○日程第 1 議案第74号	60頁
○日程第 2 議案第58号から	
日程第 4 議案第60号まで	61頁
○日程第 5 議案第62号から	
日程第11 議案第73号まで	62頁
○日程第12 議案第68号から	
日程第16 議案第72号まで	64頁
○日程第17 議案第61号	66頁
○日程第18 発議第 3号	68頁
○日程第19 発議第 4号	68頁

○日程第20 発議第 5号	68頁
○日程第21 議会改革について	69頁
○市長あいさつ	70頁
○閉会宣告	71頁

署名	73頁
----------	-----

参考資料

○議決結果表	75頁
○会期及び日程	77頁
○一般質問通告表	79頁
○議案付託区分表	81頁

平成24年五所川原市議会第2回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成24年6月7日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第61号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第62号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第63号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第64号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第65号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第66号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第67号 五所川原市保育所における費用の支弁条例を廃止する条例の制定について
- 第13 議案第68号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第69号 訴えの提起について
- 第15 議案第70号 訴えの提起について
- 第16 議案第71号 訴えの提起について
- 第17 議案第72号 訴えの提起について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	工藤武則	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
14番	稲葉好彦	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	17番	桑田茂	議員
18番	阿部春市	議員	19番	福士寛美	議員
20番	加藤磐	議員	21番	木村清一	議員
22番	川浪茂浩	議員	23番	磯辺勇司	議員
24番	平山秀直	議員	25番	三潟春樹	議員
26番	葛西収三	議員			

◎欠席議員（1名）

13番 秋元洋子 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
総 務 部 長	小田桐宏之
財 政 部 長	佐藤明
民 生 部 長	高橋勇公
福 祉 部 長	工藤勝
経 済 部 長	島谷淳
建 設 部 長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会 計 管 理 者	岩川静子
教 育 委 員 長	阿部育也
教 育 長	木下巽

教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	前 田 晃
農業委員会会長	齋 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	山 中 均
保護福祉課長	長 尾 功 一
商工観光課長	古 川 貞 治
土 木 課 長	蒔 苗 司
上下水道部 総 務 課 長	今 眞
教育総務課長	諏 訪 秀 清

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 文 治
次 長	浅 利 寿 夫

◎開会宣告

○**工藤武則議長** おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより平成24年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○**工藤武則議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**工藤武則議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、鳴海初男議員、3番、山田善治議員、5番、山田和宗議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○**工藤武則議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から20日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○**工藤武則議長** 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第4号から報告第17号まで14件の報告が、また監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第58号から

日程第17 議案第72号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第3、議案第58号 専決処分の承認を求めることについてから日程第17、議案第72号 訴えの提起についてまでの15件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** 一登壇一

平成24年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第58号から議案第60号までの3件は、専決処分の承認を求めることについてであります。議案第58号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第59号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第60号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第61号は、平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,751万2,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ328億2,851万2,000円とするものであります。

議案第62号は、五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。両議案とも外国人登録法の廃止に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第64号は、五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特定扶養親族の控除対象の見直しに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第65号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法及び児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第66号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。東日本大震災で被災した第1号被保険者に対する介護保険料の減免の特例を延長するため、提案するものであります。

議案第67号は、五所川原市保育所における費用の支弁条例を廃止する条例の制定についてであります。同条例を廃止するため、提案するものであります。

議案第68号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅の建替事業により、住宅の一部を用途廃止するため提案するものであります。

議案第69号から議案第72号までの4件は、訴えの提起についてであります。地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えを提起するため提案するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎農業委員会会長就任あいさつ

○**工藤武則議長** 次に、先般就任されました農業委員会会長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

農業委員会会長。

○**斎藤靖裕農業委員会会長** 一登壇一

皆様、おはようございます。このたび五所川原市農業委員会会長を仰せつかりました斎藤靖裕でございます。僭越ながらこの場をおかりして一言就任のごあいさつを申し上げます。

農業は、五所川原市の基幹産業としてとらえられておりますが、内には労力の高齢化、そして担い手の不足、それに伴って遊休農地の増大の懸念など、課題がたくさんございます。そしてまた、外的にはTPPなど、関税撤廃により自由貿易化の荒波が押し寄せております。農業は、本当に厳しい環境のもとにさらされているわけでございます。農業委員として、優良農地の確保と担い手の育成と、そして五所川原市農業、農村発展のために最善の努力を尽くす所存でございますので、どうか議員各位におかれましてはより一層の御支援と御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、一言ごあいさつにかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎休会の件

○**工藤武則議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から11日までの4日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、4日間は休会することに決しました。

次回は12日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成24年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成24年6月12日（火）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

24番 平山 秀直 議員

1番 花田 進 議員

18番 阿部 春市 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 磐 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 平山 秀直 議員
25番 三潟 春樹 議員	26番 葛西 収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	平山 誠敏
副市長	三上 裕行

総務部長	小田桐 宏 之
財政部長	佐藤 明
民生部長	高橋 勇 公
福祉部長	工藤 勝
経済部長	島谷 淳
建設部長	菊池 司
上下水道部長	對馬 隆 博
会計管理者	岩川 静 子
教育委員長	阿部 育 也
教育長	木下 巽
教育部長	福井 定 治
選挙管理委員会 委員長	白川 昭 磨
監査委員	山本 將 雄
監査委員 監事局長	前田 晃
農業委員会 会長	斎藤 靖 裕
農業委員会 事務局長	小山内 洋 一
総務課長	岩崎 明 彦
財政課長	三橋 大 輔
国保年金課長	船水 寛
保護福祉課長	長尾 功 一
商工観光課長	古川 貞 治
土木課長	蒔 苗 司
上下水道部 総務課長	今 眞
上下水道部 水道課長	小田桐 浩
教育総務課長	諏訪 秀 清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤 文 治
------	--------

次 長 浅 利 寿 夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎諸般の報告

○工藤武則議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、24番、平山秀直議員の質問を許可いたします。

○24番 平山秀直議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。至誠公明会の平山秀直でございます。平成24年第2回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1番目は、災害に強いまちづくりと経済活性化についてであります。東日本大震災以来、災害に強いまちづくりについて全国で議論されております。また、日本の経済は、長い間のデフレで閉塞感があります。この災害に強いまちづくりと地域経済の活性化を目指して、我が公明党では防災・減災ニューディール政策を提唱しています。10年間で100兆円を計画的に投入するというものです。景気を刺激し、100万人の雇用を拡大することを目指しています。コンクリートの耐用年数は、50年から60年と言われております。1960年代高度経済成長期、世界一の急成長を図った我が日本は、2029年にはあと15年で建設から50年がたち、一気に老朽化を迎えます。10年後、重い病気になってから高い費用で改修するより早目の修繕、改築で災害に強いまちづくりをすべきであります。大きな橋や建物は、早目に修理した分、強くて長もちです。震災が起きてても被害を減らすことができます。気になる財源は、建設国債、防災・減災ニューディール債な

どです。赤字国債には頼りません。地方の負担も何よりもこの方法は負担が小さくて済むのが最大のメリットであります。経済活性化、雇用拡大につながります。

そこで、第1点は、当市では安全、安心な災害に強いまちづくりについて、どのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、第2点の老朽化が進む社会インフラの更新についてお伺いいたします。道路や橋、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み、更新時期が近づいている社会資本について、思い切った維持、更新のための集中投資を行うべきであります。

また、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化、無電柱化を促進し、町の防災機能の向上を図るべきであります。この点、どのように考えているかお伺いいたします。

次に、第3点、災害時の高齢者避難誘導計画策定についてお伺いいたします。厚労省は、災害時にひとり暮らし高齢者などの逃げ遅れを防ぐため、市は介護サービスを受けているかどうかにかかわらず、高齢者一人一人の避難誘導計画を策定する旨の通知が出されました。計画は、具体的には事業者が担当地域を分担し、1人ずつ担当を決め、安否確認や避難誘導などをする、その報告を市町村に報告できるようにするというものです。しかし、現状は、どうでありましょうか。介護予防の業務に追われて把握が十分でない。把握できているのは、介護保険で支援が必要な人、介護予防教室に参加した人が中心との指摘がなされております。この点、市では、どのように取り組みをしていくか、その考えをお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、児童の安全、安心対策についてお伺いいたします。その第1点は、今年4月以降、登下校中の児童の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する事故が相次いでおります。文科省、国交省、警察庁の3者合同会議が開かれ、通学路の安全再点検を実施するよう求められました。この点、当市では、どのように考えているかお伺いいたします。

次に、第2点、児童虐待についてお伺いいたします。23年度、県内の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談は、6件増の698件、6年連続増加しております。当市の現状はどうなっているか、その対応策についてもお伺いいたします。

次に、通告の第3点目、豪雪に伴う影響と対策についてお伺いいたします。その第1点は、道路補修工事の状況についてであります。今年は、豪雪のため、その冬の寒さで例年よりも道路の補修が必要な破損箇所が多く見られております。今日まで例年と比例してどのくらいの補修工事の件数が多くなっているか、また予算はどのくらい例年より多いのか、そのまた対策についてもお伺いいたします。

次に、第2点として、りんご果樹被害と、その対応についてお伺いいたします。県では、豪雪に伴うりんご果樹被害で5月8日、4月下旬に県内16市町村のりんご園から抽出した約200園地で行った調査結果を公表いたしました。枝折れなどの樹体損傷と損傷による減収分を合わせた被害額は、県内94億4,900万円に上ったと公表しています。

そこで、当市では、どのくらいの損害額で、被害に対する対策の見通しはどのようになっているかお伺いいたします。

以上、大きく3項目にわたり質問させていただきました。市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの平山秀直議員にお答えいたします。

当市の防災行政においては、災害発生直後における迅速かつ効果的な対応により被害の軽減を図ることが可能となるよう平時からハード、ソフトの両面で十分な備えを行うとともに、市民や地域、企業、行政が手を取り合う自助、共助、公助の取り組みの推進が災害に強い安全、安心なまちづくりの実現手段だと考えております。防災、減災対策としての社会資本の老朽化対策と経済活性化の視点から、防災公共施設等に集中投資してはどうかという御提言ではございますが、こうした大規模な経済対策は国策としてデフレ脱却や雇用政策面で大きな期待が込められる内容であり、公共施設等の補修、建て替え等、さらに進めていく上で大変望ましいことでもあることから、市といたしましても国による積極的な財政出動をしてまいりたいと存じております。

一方、市といたしましては、避難所となる学校、コミュニティセンター、避難路でもあります道路、ライフラインであります上下水道など、いずれの施設も継続的な補修、建て替え等が必要な施設であることから、当該施設の長寿命化など、最適な対策を進めているところであり、また御案内のとおり、中央小学校の建設や広域連合、一部事務組合が実施するつがる総合病院、五所川原消防庁舎の建設などについては防災公共施設の整備という面からも進めているところでありますので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。

○**工藤武則議長** 教育長。

○**木下 巽教育長** 平山議員の県内の通学路における事故についてお答えいたします。

既に報道等で御存じのとおり、本年4月以降、全国で登下校中の児童において死傷者が発生する痛ましい交通事故が相次いでおります。県内においては、登下校時の交通事故発生件数についての統計資料はございませんが、西北五管内で発生件数は平成23年度

で10件となっております。このような状況を踏まえ、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、通学路における緊急合同点検等実施要領が作成され、青森県教育委員会より平成24年6月1日付で通知されたところであります。要領の内容として、学校は、保護者の協力を得て通学路の点検を実施し、危険があると認められる箇所を抽出した後、学校、保護者、道路管理者及び地元警察署による通学路の合同点検を平成24年8月末日までに実施し、対策案を平成24年11月末日までに報告することとされております。今回の全国一斉点検により危険箇所への改善が進み、さらなる安全確保が図られるものと思っております。

以上であります。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 道路、橋梁、共同溝などの現時点での点検状況及び整備についてお答えいたします。

昨年の東日本大震災の際は、当市の道路や橋梁は特に被害が発生いたしませんでしたが、全国的に高度経済成長時の過程で急速に整備された道路や橋梁の老朽化が深刻な問題となっているところでございます。橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えにかかる費用の縮減を図りつつ地域の道路網の安全性、信頼性を確保してまいりたいと考えております。当市が管理する橋長15メートル以上の市道橋は53橋あり、このうち建設後50年を経過する橋梁は現在は3橋ですが、20年後には29橋と大幅に増加することになることから、平成22、23年度に橋梁点検を実施し、今年度橋梁長寿命化修繕計画を策定し、順次架け替え、補修を実施してまいります。

また、道路につきましては、アスファルト舗装の寿命が約10年となっており、損傷を早期に発見し、補修することにより長寿命化を図り、あわせて舗装を打ち替えるなど、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

電線共同溝の整備につきましては、都市の防災対策、良好な住環境の形成や来訪者への魅力ある町並み景観の提供など、近年その社会的ニーズがますます強くなっております。当市においても災害に強いまちづくりを推進するため、東北地方無電線化計画に位置づけられている市道大町・大通り線ほか2路線について、社会資本整備総合交付金を活用し、平成22年度より電線共同溝の整備に着手しております。

また、国、県に対しましては、一般国道、市道岩木町・飯詰線ほか4線の無電柱推進計画に基づく事業の推進について要望しているところでございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 水道施設の防災、減災の視点からの点検及び整備についてお答えいたします。

平成23年度末の水道管の総延長は、五所川原地区が359キロメートル、金木地区が約107キロメートルでございます。老朽化した水道管は、順次計画的に耐震管に更新しており、耐震化率は五所川原地区が17.1%、金木地区が8.4%となっております。

今後とも老朽管及び塩化ビニール管等を耐震管に切り替えてまいります。特に石綿セメント管につきましては、地震に非常に弱いため、平成7年度から耐震管への更新工事を行っており、平成23年度末での更新率は96%、当該工事は平成26年度までに完成したいと考えております。

また、浄水場、配水場につきましては、昨年度より耐震診断を実施しており、今年度も継続して行い、診断結果を踏まえ、建て替え等を含めた検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、下水道施設の防災、減災の視点からの点検及び整備についてお答え申し上げます。当市の下水道施設の耐震及び液状化に対する減災の取り組みとしては、1995年の阪神・淡路大震災、そして2004年に発生した新潟中越地震で改正された指針に基づき、リブつき硬質塩化ビニール管並びに基礎材に砕石を使用するとともに、管とマンホールの接続部分を可とう継ぎ手等で施工し、離脱の防止を図る等の措置を進めております。

また、点検については、老朽化が進む下水道管はテレビカメラによる調査を行い、漏水箇所についてはガラス繊維マット、硬化樹脂で接着するオールライナー工法で補修、補強をしております。現在国土交通省では、下水道地震・津波対策技術委員会を設置し、2012年3月、東日本大震災における下水道施設被害の総括と耐震、耐津波対策の現状を踏まえた今後のあり方について報告書が作成されており、下水道施設の耐震指針の見直しに着手する予定であります。当市としても国の動向に着目しながら防災、減災の視点から点検の整備について対応してまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 災害時の高齢者避難誘導計画策定についてお答えいたします。

当市では、今年5月1日に五所川原市災害時要援護者避難支援計画を策定しております。策定に当たりましては、災害時においてみずから安全な場所に避難することができない、または避難所等で生活に支援が必要な高齢者や障害者などの災害時要援護者に対する支援のあり方についてパブリックコメントを実施し、市民からの貴重な意見を参考

にいたしました。この計画における安否確認、避難誘導、救助の実施につきましては、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、自主防災組織等の民間の方々で構成される支援班に直ちに災害情報を提供した上で、要援護者の安否確認及び避難誘導を行うこととしております。現在要援護者支援対策で欠くことができない要援護者名簿を作成し、安否の確認や避難の誘導など、的確な支援が実施できる体制の整備に取り組んでいるところであります。

次に、児童虐待に関する現状についてお答えいたします。児童虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を与えるとともに、次世代を担う子供の育成を妨げる重大な問題であります。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、ここ10年で約5倍に増加し、これに比例して虐待による死亡件数も高い水準で推移するなど、痛ましい事件が後を絶たない状況が続いております。青森県内の6つの児童相談所における平成23年度の対応件数は総数で698件と6年連続で過去最多を更新し、このうち22件が当市関係分となっております。相談所別ごとの内訳は、身体的虐待2件、性的虐待1件、心理的虐待9件、保護の怠慢、拒否、いわゆるネグレクトが10件となっており、実の母からの虐待が17件と、全体の7割を占めております。

さらに、市が直接窓口対応したものを含め、過去5年間の総数は138件となっており、平成21年度には一時的に減少したものの、翌22年度からは再び増加傾向を示しております。

近年のこうした相談件数増加の要因といたしましては、核家族化や地域のつながりが希薄になったことによる家庭及び地域の養育力の低下もその一因ではありますが、一連の悲惨な事件の報道や制度改正、広報の強化により社会問題として関心が高まったこと、そしていつでも気軽に相談や情報提供ができるよう24時間スタッフ対応のフリーダイヤル、子ども虐待ホットラインが県に設置されたことなど、虐待に関する相談窓口及び体制の強化が図られたことによるものと考えております。

なお、当市におきましては、要保護児童の早期発見、適切な保護及び支援を図るため、児童相談所を初め、関係機関で構成する五所川原市子どもの幸せ推進協議会を設置し、定期的な実務者会議や個別件数検討会議を随時開催し、連絡、連携体制の充実及び強化に努めております。

以上であります。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 御質問の道路補修工事に関する昨年と今年の補修状況についてお答えいたします。

今冬の豪雪及び低温状態が続いたことによりまして、例年より道路面に多くの被害を及ぼしたのではないかと考えております。5月末時点における道路補修の状況でございますが、件数は調査し切れておりませんので、補修費でお答えいたします。五所川原地区は、昨年度の459万6,000円に対し、本年度は936万7,000円、金木地区では昨年度の94万5,000円に対し、本年度は273万6,000円、市浦地区では昨年度の89万3,000円に対し、本年度は88万2,000円となっており、市全体としては昨年度の約2倍となっております。

また、これまで比較的大きな損傷箇所のみを補修しており、今後各地区とも小さな損傷箇所やひび割れ補修等にかかなりの費用を要することが見込まれております。今後とも重大な事故を防ぐため、小まめにパトロールを行い、補修に努めてまいります。

以上でございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 豪雪によるりんご樹の被害と、その対応についてお答えいたします。

4月13日に実施した県との合同調査の結果、当市のりんご樹の枝折れ被害額は約3億1,000万円、また野ネズミ、野ウサギによる食害の被害額が約5,800万円となりまして、合わせて3億6,800万円の被害となっております。内訳は、わい性台の樹体損傷が約11万9,000本と被害が著しく、普通台の被害は約1万3,000本となっております。それに伴う減収量は376トンが見込まれております。

また、食害による被害は、わい性台と普通台による相違はありませんけれども、減収量は138トンが見込まれております。当市では、豪雪に係る緊急対策としてJ A、共済組合等、関係機関と連携しまして被害の拡大を防ぐための融雪剤購入の助成を実施してきたところでありまして、また被災されたりんご農家に対しては病害対策のために塗布剤購入助成も実施いたしました。国及び県では、被災された農家に対し、既存の改植事業を用いて救済する方針でありますけれども、やはり再生産に向けた対策としての苗木購入助成事業に関しても要望を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤武則議長 24番、平山秀直議員。

○24番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

通告の1点目の災害に強いまちづくりと経済活性化についてでありますけれども、まず第1点は建設後あるいは土木工事後50年以上、ここ10年間で経過する予定の橋あるいは公共施設、どのくらいあるのか、その件数をお知らせ願います。先ほど既に橋に関しては3件あるというようにしておっしゃってございましたけれども、この扱いについてど

のように考えておられるかお尋ねいたします。

それから、第2点目については、電気、ガス、上下水道、それから通信網の共同溝についてですけれども、今現在これを行われている箇所があるのかどうか、それから今後のこの共同溝の計画、これを具体的に御説明願いたいと思います。

それから、このちょっと上水道のことについて突っ込んでのお尋ねですけれども、上水道の水道管は随時市で定期的にちゃんと点検して、随時補修なり取り替えなりしてきているようでございますけれども、市長は水道の水はどここの浄水場の水飲んでいらっしゃいますか。私と同じだとすれば、恐らく元町の浄水場のところから来ている水じゃないかなと。買った水ばかり飲んでいますか。水道の水飲んでいらっしゃると思いますけれども、この浄水場なんです。実は、私今回の質問に当たって、浄水場のほうを見させてもらいました。元町と飯詰の浄水場を見させてもらいました。川とかダムからの水をポンプアップして、それを葉入れてろ過して、それできれいな水にして、一たんプールにためて、それを水道管に流していっているという経過があるんですけれども、そのプールなんです。コンクリートでできているんです。これが元町も、特に元町ですけれども、これはつくられてからもう50年以上どころじゃないみたいなんです。それで、年に1回掃除もしているそうなんですけれども、掃除するときコンクリートが劣化しているのがはっきりわかるそうです。だから、こういうところを出た水道の水を私は飲んだんだなというふうにして実感したわけです。幾らきれいな水とはいえ、非常につばを飲んだ思いをしまして、これはコンクリート飲んだのかなとかいうぐらいの気持ちで、非常に複雑な思いをしました。せっかく水きれいにしているわけなんですけれども、劣化によって水道の水がちょっと心配されているという状況がございまして、この点をどう考えられるかなという点を質問させていただきたいと思います。

次に、災害時の高齢者の避難誘導計画策定について。福祉部長、御答弁いただきましてありがとうございます。ただ、福祉部長の今の答弁ですと、要介護、援護者の高齢者、これに対してどう避難誘導させるのかの答弁でしたね。私の質問は、この方たちも含めたひとり暮らしの高齢者、元気な高齢者、元気だったらいいんですけども、サービス受けていない高齢者、この人たちも含めた形の避難誘導計画の策定のことについてお尋ねしているんです。この点をもう一回答弁していただきたいなど。非常に答弁聞いていれば、要援護者、介護者に限った答弁ですので、ちょっと残念だと思ひまして、この点、よろしくお願ひします。

次に、児童の安全安心対策について、これ教育長、通学路のことについて御答弁いただきました。再度私が実施をいろいろとお願ひしたいのは、第1点はもう一度通学路の

安全性の調査、点検が必要なのではないかという点、それから危険性のある通学路の安全対策の強化、それからPTAとか、いろんな形で、あるいは緑のおばさんとか、いろんな形で登下校時の安全を図っていただいているわけですが、これはまた警察の関係者によるパトロール、余り見ないんです。こういう強化も必要なんではないかなと思うわけです。この点もどう考えていらっしゃるか、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、児童虐待について、相談件数は増えていると。これは、ある面では、なかなか相談できないような体制であったのがすぐ気軽に電話でかけて相談できるというような、児童相談所でも市でもそういう窓口を開いて体制づくりした結果、相談件数は多いと。それは、私は、かえって好ましいことじゃないかなと。だから、その上で虐待があることに対する対策というのを、ただ相談受けるだけでなく、具体的にどういうふうにしてあったことに対する対策というのをどう対処しているのかなという対処措置をお尋ねしたいなと思います。

最後に、豪雪に伴う影響と対策についての道路補修工事、まず第1点です。御答弁いただきました。5月の末時点で、昨年度と比較して金額についてでもトータルで約2倍だということになっておっしゃっていました。随時予算措置して補修工事を行われていると思いますけれども、2倍となりますとこれはかなりの額になりますよね。これは、市だけでできることでもないし、県は県、国は国でどういうふうにしてこれはきちんこの豪雪対策についての道路補修工事について、どう県、国で予算措置される見通しなのか、この点をお尋ねしたいなと思います。市単独でただお金出して、こういうふうな豪雪というのはそう毎年あるわけでもないわけですし、何年に1度に、そのときにただ雪多く降ったのでと市でお金出して補修すればいいというほど財政は潤沢ではないはずなんです。だから、しっかりとその点を国にも訴えていかなきゃいけない予算措置というのはあると思うんですけれども、この点どう考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

それから、りんごの果樹被害対策と、その対応について4月の13日に調査して、五所川原の場合には、県の発表あったのですけれども、五所川原の場合は、では幾らの損害が出ていたのかというのが数字出ていませんでしたが、今の答弁ですと3億以上被害総額が出ていると。ウサギとかネズミの被害ですか。5,800万ぐらいの被害ですか。トータルで3億6,000万以上の被害額が出ているということです。市では、一生懸命融雪剤の助成をしたりとか、市でできる範囲の手だてはしている。でも、この枝折れのりんごの木、これの苗木を買うお金までは市単独ではなかなか厳しいわけです。この点、県、国に対して要望されていると思いますけれども、その見通しについてお尋ねしたいなと思

います。

それから、それは、いつごろの予算措置がされる見通しになっているのか、その見通しが立っているのであれば、御答弁いただきたいと。立っていないのであれば、今後も引き続いて要望していかなきゃいけないと思いますので、市単独でなかなかこれは厳しいなと思う内容ですので、この点をお尋ねしたいなと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○工藤武則議長 教育長。

○木下 巽教育長 当市の通学路の安全確保に向けた今後の見通しについてお答えいたします。

当市の小学校における登下校時の交通事故につきましては、道路の不用意な横断等による事故が平成23年度で6件報告されております。これは、特に今年は大雪のために見通しがきかないという点や、横断歩道が除雪されていないと、そういうようなことがありまして、今年6件になっております。平山議員の御指摘のとおり、通学路の安全確保は重要な課題であり、今後市教育委員会としましても先ほどの通学路における緊急合同点検等実施要領に基づいて、通学路の安全点検を早急に実施するとともに、危険箇所の改善や児童への交通安全教育の徹底を図るなど、より一層の安全確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 御質問の建設後50年を経過する橋梁は3橋ございまして、五所川原地区の市道中崎幹線の中崎橋、市道長富1号線の長富橋、金木地区の市道坂本11線の相野山橋であります。

また、10年後に50年を経過する橋梁は、ただいま述べた現在既に50年を経過している3橋を含め、16橋でございます。

今後の修繕方針でございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを行ってまいりたいと考えております。

共同溝の整備につきましてでございます。現在施工中である大町2丁目地区区画整理事業内の市道大町・大通り線、市道中部24号線、市道西部54号線の3路線について現在整備してございます。

また、今後の整備予定といたしましては、立佞武多運行交通でございます国道101号、市道湊・寺町線、市道岩木町・飯詰線の3路線となっております。

以上でございます。

○工藤武則議長 上下水道部長。

○對馬隆博上下水道部長 御質問の共同溝につきましては、現在大町に共同溝がありますけれども、これには上下水道は計画されておられません。

次に、配水池の件についてですが、元町が55年、飯詰が39年ほど経過しております。毎年清掃をしておりますが、コンクリートの状況を今後詳しく調査した上で対応を検討したいと考えております。

よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 災害時の高齢者に係る対策についてお答えいたします。

当市では、地域資源を活用したネットワークの整備や、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図るために、地域支え合い体制づくり事業として国の補助金485万円を活用し、災害時に要援護高齢者等に関する情報を管理できるシステムを本年3月に導入しております。現在65歳以上の高齢者及び障害者等のデータを取り込んでおり、今後は妊婦も対象として支援を必要とする方々から同意を得た上で登録を行い、関係機関と情報を共有しながら安否確認や災害時の避難誘導などの体制を整備してまいります。

また、厚生労働省から在宅要介護者等の安全確保策についての通知がなされ、介護事業者との連携や避難後の支援について市町村の責務が明確化されたことから、具体的な取り組み手法が示され次第、状況に応じて病院への搬送や介護施設への入所のあっせん等、対策の強化に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、児童虐待に関する今後の取り組みについてであります。近年離婚の増加等により児童虐待の発生率が高いとされる母子家庭等のひとり親家庭が全国的に急激に増加する中、当市においても児童扶養手当の受給率が過去5年間微増を続けており、県内10市で比較しても一、二を争う高い受給率となっております。ひとり親世帯の中でも特に母子家庭における子育ては、経済的、社会的に不安定な状況にあり、家庭生活においてもさまざまな問題を抱えているケースが多いと考えられることから、経済的支援はもとより心のケアを含めた子育て支援対策の充実に努めていかなければならないものと考えております。

児童虐待に関する相談件数の増加に伴いまして、その内容も年々深刻化、複雑化しており、今後も関係機関と緊密に連携し、情報を共有しながら児童虐待の早期発見と未然防止に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 先ほど答弁申しましたとおり、豪雪に伴いまして道路の損傷が5月末時点で費用として約2倍になっているということでございまして、市といたしましては大きな財政負担を強いられているところでございます。これにつきまして、県では異常低温が路面に著しい被害を与えたということで、補修費の一部助成が受けられる国の災害認定に向けた調査をしていくというふうな情報もございます。当市では、県の状況、近隣市町村の状況等を把握いたしまして、国、県に今後も要望していきたいというふうに考えてございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 御質問の補助事業の見通しでありますけれども、現在見通しはないというのが現状ですので、引き続き要望をしていきたいと考えております。国、県で示しているこの改植事業というのは、面としての整備事業でありますので、今回のこの豪雪による枝折れ被害に関しては余り現実的ではないのかなというふうにして考えております。ちなみに、平成17年も豪雪のりんご被害があったわけですが、このときの被害額は約2億7,000万くらいでありました。今回は、3億6,000万でありますので、今回の被害額、あくまでも想定ですが、多いわけです。平成17年の当時は、緊急の苗木購入助成事業を実施したというような経緯がありますので、何とか事業の実施に向けて引き続き要望を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤武則議長 24番、平山秀直議員。

○24番 平山秀直議員 最後に1点、経済部長、何か補正予算の見通しは余りないというような答弁でしたけれども、平成17年の話、今していただきました。平成17年は、被害額が2億7,000万と言いましたっけ、2億6,000万と言いましたっけ。今年は、3億6,000万。今年のほうが額が多いんです。平成17年度は、国からも枝折れ被害による苗木購入の助成があったというふうにして聞いておりますけれども、今年は当然それよりも額多いんだから、あってしかるべきじゃないかなと思いますけど、平成17年のときの政権と今の政権とは違いますので、考え方違うかもしれませんが、やっぱりこの辺、市長も先頭になって、私はりんご農家じゃありませんけれども、一市民の代表としてやっぱりこういう農家の方々の経済的な負担というものをしっかりとらえて頑張っていたきたいと思うわけです。この点だけ答弁を求めて終わりたいと思います。市長、一言、この点答弁していただけないですか。お願いします。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員と同じ気持ちでございまして、今冬の雪によるりん

ごへの被害、かなり大きなものでございまして、やはり私としても大いに県、国に対して要望しているところでございます。さまざまな要因ございますが、これからもりんご農家のため、農家全体のためにも努力してまいりたいという気持ちでございまして、よろしくお願ひいたします。

○工藤武則議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田進議員の質問を許可いたします。1番。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問の第1番目は、市民の健康増進についてであります。平成17年度の市町村別生命表によると、五所川原市の男性の平均寿命は75.5歳、全国平均より3.4歳も短く、全国ランキングでは下から4番目で、その下には鱒ヶ沢町、板柳町、大阪市西成区があるだけで、大変憂うべき状況にあります。市民の健康増進、健康管理への意識を高めていくことが重要であります。私は、年1回の健康診断と献血による健康管理を行っています。献血をすると、生化学検査など17項目ぐらいの検査をしてくれますので、無料でできる健康診断だと思い実施してきましたら献血回数が180回となっていました。市は、平成20年3月に策定した特定健康診査等実施計画と平成21年1月に策定した五所川原市健康増進計画、健康ごしよがわら21に基づいて健康づくりを推進しています。ともに、今年度が計画の最終年度でありますので、実施状況についてお聞きします。後期高齢者医療制度が実施され、これまでの基本健診から特定健診となり、健診制度も大きく変わりましたが、基本健診と特定健診の違いはどこにあるのでしょうか。

また、特定健診に対する問題点も指摘されています。腹囲、男性85センチ、女性90センチが適当かという日本の診断基準など、メタボリックシンドローム診断の根幹となる数値自体が国際学会で疑問視され、またその予防が本当に国民の平均寿命を延ばしたり、医療費削減に寄与するか不明との指摘もあります。特定健診の問題点をどのように考えているかお伺いします。

計画では、特定健診の受診率を平成24年度には65%にするという目標でしたが、現状の特定健診の健診率と、その向上策をお伺いします。

健診率を向上させるために、昨年度は補正予算で未受診者への健診のお知らせを再度伝えるなどしました。効果はあったのでしょうか。

また、今年度からは、保健協力員が健診のお知らせや申し込みで戸別に訪問しております。保健協力員の方々の御苦勞に敬意を表します。さらに、特定健診で指導対象となった人たちへの特定保健指導の実施内容と実施率もお知らせください。

続いて、がん検診についてお伺いします。死亡原因の第1位はがんによるものですが、現在約50%の方々が治るようになったと言われていています。特に進行していない初期の段階で発見できれば、非常に高い確率で治癒します。初期の段階で見つけるがん検診は、がんの死亡率を下げるのに非常に有効と考えます。当市のがんの死亡率と重点視しているがん対策はどのようなものですか。また、がんの検診率と、その向上対策をお知らせください。

質問の第2は、市の資産活用についてであります。市の財政規模が今回の補正予算を含めると328億円となり、合併以降、最も予算規模が小さかった平成19年と比べると約70億円余り増加しています。予算規模の拡大に伴い、市の借金である地方債も470億円となる見込みです。このような中において、市の資産をどのように活用していくかも課題であります。市の広報等に市有地の売却等が載っていますが、ここ3年ほどでどのくらいの件数が対象になり、その処分状況はどのようになっているかお伺いします。

さらに、ここ数年で学校の統廃合が進み、たくさんの学校跡地が残されています。閉校した学校の跡地の件数と活用方針についてお伺いします。

第3の質問は、農業振興についてです。初めは、軽トラ市についてお伺いします。軽トラ市の発祥は、2005年に始まった岩手県雫石町の雫石軽トラ市と言われております。軽トラ市は、軽トラを店舗に見立てて御当地で生産された野菜や果物などの農産物や加工品などを軽トラ車で販売する市場とされています。全国で18カ所ぐらい開催されているようであります。当市の軽トラ市は、ヤッテマレ軽トラ市として平成22年から行われています。開催2年間は、県の補助金もありましたが、今年度は市独自に実施するようです。これまでの取り組みの状況と今年度の実施内容をお知らせください。

地域農業の活性化として、この5月に五所川原地域ブランド推進協議会が設置されました。地域ブランドの確立を目指すことは、地域活性化の切り札として各地で積極的に取り組まれ、地域資源を活用した商品やサービスを開発し、その地域のイメージを高めて地域外から人、物、金を呼び込み、地域活性化に結びつけることを目指しています。当市が目指すヤッテマレ！本舗のねらい等についてお伺いします。

4番目の質問は、年少扶養控除等の廃止による影響についてであります。民主党政権は、子ども手当の創設に当たり、15歳以下の扶養控除を廃止しました。今年度から子ども手当は名前も児童手当になり、公約であった月1人2万6,000円から1万円、または1万5,000円に減額されているため、増税感だけが増すばかりであります。扶養控除の廃止については、2年前の6月議会で質問しており、36項目に影響があるということでした。所得税は、昨年より負担増となっておりますが、住民税は今年度より影響が出ますので、

このことについてお伺いします。

市のホームページで、「これにより平成23年中の収入や扶養の状況が平成22年と変わらなかった方であっても今年度の市民税、県民税が前年度に比べて高額になることがあります」と記載されていますが、年少扶養控除により住民の負担増にどのくらい影響があるのでしょうか。お伺いします。

次に、保育料への影響についてお聞きします。保育料は、住民税、所得税により徴収されます。年少扶養控除等の廃止により、住民税、所得税は前年と所得が同じであっても確実に負担増となることから、保育料の負担増が心配されるところです。市のホームページには、所得税については平成22年度税制改革により廃止された年少扶養控除、特別扶養控除の上乗せ部分の廃止による保育料への影響を可能な限り生じさせないように調整して保育料を賦課しますと記載されています。どのような調整をして影響を受けないようにするのでしょうか。お伺いします。

市営住宅料金の影響については、市営住宅料金が税額ではなく所得額で決定されることですので、直接の影響がないことから、質問はいたしません。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの花田進議員にお答えいたします。

当市の地域資源を幅広く活用し、他の商品との差別化を図ることを目的に、行政、商工、農林漁業関係者などで構成する五所川原地域ブランド推進協議会、通称ヤッテマレ！本舗を5月23日に設立したところであります。今年度の主な事業内容としては、加工商品部門のブランド認定を行い、認定商品に対しては商談会等の販売促進活動を強力に支援してまいります。

また、五所川原地域ブランドをイメージさせるキャラクターを採用し、さまざまなイベントに活用しながら当市のPRを含め、消費宣伝活動を展開してまいります。これらについては、現在市の広報やホームページ等で募集しているところであります。

さらには、企業育成事業として専門アドバイザーによる市内企業の指導訪問を今月より実施し、経営指導やパッケージデザイン等のアドバイスを行い、企業のステップアップを図ってまいります。

ブランド認定商品については、地域特産品全体の資質向上に結びつくと同時に、当市のイメージアップと首都圏販売に伴う観光誘客の促進による地産外消が図られ、地域経済活性化の一助となるものと大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育長。

○木下 巽教育長 花田議員の学校跡地の活用についてお答えいたします。

学校の統廃合により廃校となったものが8校あり、管財課へ所管がえをした廃校は旧松野木小学校、旧羽野木沢小学校、旧一野坪小学校の3校であります。教育委員会で所管している廃校は、旧五所川原第二中学校、旧金木南中学校、旧沖飯詰小学校、旧毘沙門小学校、旧東小学校の5校であります。いずれも築40年から50年以上を経過した建築物であり、耐震性を要していないことから、市の書庫保管場所として利用するにとどめております。今後も所管する廃校につきましては、引き続き同様の活用方法を実施するものとしております。

以上であります。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部より特定健診、特定健康指導に関連する御質問とがん検診に関連する御質問にお答えいたします。

まず、特定健康指導の内容と実施率についてであります。市の特定健康指導は特定健診終了後に同じ会場で健康結果説明会を開催しております。健診結果の見方、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関連する基本的な情報に加え、健康の保持、増進に役立つ情報等の提供を行い、みずからの健診結果とあわせて生活習慣を見直すきっかけとさせていただいているところであります。

また、腹囲の判定に基づいた検査結果から積極的支援、動機づけ支援レベルで選ばれた対象者に対しては、生活習慣改善のための自主的な取り組みが行えるよう保健師、栄養士が面接し、電話やメール等で6カ月間にわたり、継続した支援を行っております。

さらに、平成22年度からは、重点的な取り組みとして40歳から50歳代の要支援者を対象に個別指導を実施しているところであり、平成23年度の実施率は42%を超える見込みで、保健指導実施率目標値の40%を達成しております。

次に、特定健診と基本健診の違いについてであります。平成20年度から開始された特定健診は、それまで生活習慣病の早期発見、治療を目的に実施してきた基本健康診査と違い、内臓脂肪蓄積の程度と高血圧、高血糖、脂質異常のリスクの重複状況に着目し、心疾患、脳卒中、糖尿病等の発症を抑制することを目的としています。これに伴い、腹囲測定を追加し、特定健診結果に基づき、保健指導レベルを設定するとともに、医療保険者に情報提供し、行動変容を促すことを義務づけているのが特徴になっております。

また、特定健診で規定する検査項目以外に市独自の予算で貧血、心電図、眼底検査、

クレアチニン検査を追加し、生活習慣病の早期発見、早期治療につなげる取り組みを行っています。

次に、特定健診の現状と課題並びにこれまでの対策と成果についてであります。特定健診は、平成18年の医療制度改革関連法の改正により生活習慣病を中心とした疾病予防と医療保険者による健診及び保健指導の充実を図ることを目的に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施することが義務づけられているものであります。このため、市では、平成20年3月に青森県医療費適正化計画及びこれまでの五所川原市健康増進計画との整合性を保ちながら五所川原市特定健康診査等実施計画を策定しております。計画は、平成20年から24年度までの5年間で第1期とし、国の示す指針に基づいて受診率の最終目標値を特定健康診査では65%に、特定保健指導の実施率では45%に定め、受診率の向上に努めているところでありますが、実態としては平成20年度18.5%、平成21年度19%、平成22年度19.5%と、年々微増傾向にあるものの目標値達成にはほど遠く、伸び悩み状況が続いております。特定健診は、40歳から74歳までを対象としているものであり、受診率が伸びないことの原因の一つとして考えられるのが通院していることに安心し、健診を受けない、また定期的に病院に通っているため、健診を受ける必要がないなどの誤認識によるものが多く占めているものと分析しているところであります。これらを踏まえて、受診率を引き上げる対策として、これまで市のホームページ、広報、チラシ等により周知を図ってまいりましたが、加えて平成23年度からは未受診者の方々に受診券を送付し、受診勧奨に努めながらの対策に取り組んだところ前年比に比べておおよそ4%伸びており、平成23年度は最終的に23.5%となる見通しであります。

また、今年度新たな取り組みとしてこれまで特定健診、各種がん検診等の受診申込書を郵送していただきましたものを各地区の保健協力員の協力を得て受診申込書の每户配布と回収をお願いしております。

その結果、受診申込者数は、前年度に比較して伸びていることから、受診率も今後伸びてくるものと期待しているところであります。

次に、最後になりますが、がん死亡率と市の対策についてであります。国は、がん対策推進基本計画の全体の目標としてがんの死亡率を20%減少することとしております。その対策は、がん予防及び早期発見の推進として未成年者の喫煙率をゼロ%に、またがん検診の受診率を50%以上にするという2つの目標を掲げています。当市のがんによる死亡割合は、死因の第1位であり、平成22年度の統計では死亡率が31.9%で232人の市民がお亡くなりになっております。部位別では、肺がん、胃がん、大腸がんによる死亡が多く、平均寿命アップに向けた取り組みが重要になっております。

また、男女ともに喫煙率が高い地域であることも特徴で、がん検診への関心も高くなってきていますが、検診でがんを疑われた場合の精密検査受診率を向上させ、がん予防の周知及び早期発見を推進することが重要な課題となっています。市の対策としては、市民に有効ながん検診の推進と受診率向上を図るため、市独自予算で60歳代男性の肺がん検診の自己負担を無料化し、加えてここ数年男性特有の前立腺がんが微増していることから、前立腺がん検診を追加しているところであります。

また、20歳から30歳代女性の子宮がん検診を無料化し、若年層からがんの早期発見に努めるとともに、あわせて国の重要施策である大腸がん、子宮がん及び乳がん検診においては節目年齢の該当者に無料クーポン券を送付し、がん予防の普及啓発を図りながら受診率の向上に努めています。

このほか、昨年度より胃がん、大腸がん検診においては、集団検診方式に加え、個別に市内の医療機関で受診できる体制を整備し、受診者の利便性を考慮しています。さらに、検診における精密検査対象者には電話や戸別訪問等で受診を勧奨し、精密検査受診率の向上を目指し、がんの早期発見、早期治療に努めているところであります。

以上でございます。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 市資産の活用についての中で、売却等の対象となっている資産の過去3年での処分状況についてお答えいたします。

売却等の対象となっています市有地につきましては、昨年度までは年1回9月に市の広報及びホームページに掲載し、一般競争入札による売却をしており、売れ残り物件につきましては年度末まで先着順による随意契約で売却しております。売却等の対象となっている市有地の過去3年間の処分状況であります。平成21年度では売却物件9件に対し、売却件数が1件、面積で1,274.58平方メートル、売却額7,000万15円となっております。平成22年度では、売却物件11件に対し、売却なしであります。平成23年度では、売却物件16件に対し、売却件数が6件、面積で6,111.12平方メートル、売却額2,416万円となっております。

なお、今年度は、売却物件11件について7月に広報及びホームページに掲載し、5月18日に一般競争入札を実施しております。結果としましては、売却件数が3件、面積で1,357.89平方メートル、売却額1,741万円となっております。売れ残り物件につきましては、10月ごろをめどに第2回目の入札を実施したいと考えております。今後も売却物件に看板を通年掲示するなど、市民への情報提供に努め、売却を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校用地の活用について、管財課所管の学校跡地について、どのように活用するかにお答えいたします。現在管財課所管の学校跡地がありますが、更地で引き継いだものが7カ所、校舎等が残っているものが4カ所、計11カ所です。そのうち5カ所につきましては、企業や地域の住民協議会に貸し付けしております。今後もこれまで同様に、市で活用計画のない財産につきましては境界確定等の作業を行い、一般競争入札で売却してまいりたいと考えてございます。

なお、更地での売却処分を原則としておりますが、建物つきでも売却の見込みがある場合は売却してまいりたいと考えてございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 軽トラ市に関してお答えいたします。

ヤッテマレ軽トラ市は、平成22年度から五所川原市商店街振興組合連合会、県及び市を構成員とするヤッテマレ軽トラ市まちおこし実行委員会を組織して開催しております。軽トラ市は、県内でも黒石市、十和田市、むつ市等で行われておりますけれども、本市の軽トラ市は県内最大規模となっております。この軽トラ市は、原則6月から10月までの第4日曜日、全5回を午前9時から午後2時まで、旧ロータリー交差点から丸大薬局交差点までの220メートル、通称立佞武多通りを歩行者天国として市内外から約50団体の軽トラが参加して実施しております。開催実績でありますけれども、平成22年度の入場者数が1万2,800人に対して、平成23年度は1万5,500人と21%の増、出店者の1日の平均売上額も平成22年度の3万6,000円に対し、平成23年度は4万3,000円と19.4%の増と、入場者数売上額ともに順調に伸びてきているところであります。今年度については、開催時間が午前8時30分からとなるなど、一部変更はあるもののほぼ昨年度同様に開催する予定であります。

なお、新たな取り組みとして、お車で来場される方々の利便性を確保するために、市営駐車場を午前8時から午後1時まで無料開放して、さらなるにぎわい創出を図るとともに、開催場所である大町商店街の売り上げに結びつけるために商店街独自のフリーマーケット等の催事を企画し、商店街への来場者の誘導を図ってまいります。

以上です。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 年少扶養控除の廃止に伴う個人市民税等の影響についてお答えします。

年少扶養控除の廃止は、政府において控除から給付への名のもと、政策転換を図ったことにより生じたものでございます。お尋ねの今年度の個人市民税に対する年少扶養控

除廃止による影響を試算したところ2,980世帯に及びます。金額は9,560万円の増額となります。当市は、地方交付税の交付団体であります。市税の75%が地方交付税の基準財政収入額に算入されることから、年少扶養控除廃止による増収の75%は地方交付税交付額が減額されることとなるため、正味増収の効果は限定的となります。

一方、今年度から給付される児童手当は、地方への負担を求めています。当市における平成23年度の子供のための手当の支給額は9億5,000万円で、うち市負担額は1億800万円であったのに対しまして、平成24年度の児童手当の支給見込額は8億5,200万円で、うち市負担額は1億2,900万円となり、差し引きで市負担額が2,100万円の増となる見込みであります。

さらに、今年の1月に示されました平成24年度の地方財政の見通しの中で、2013年度以降の年少扶養控除等の廃止効果の平年度化に伴う増収分について、現在国が基金事業で地方へ補助している子宮頸がんワクチン、または妊婦健診等の地方負担分に対する活用が検討されており、個人市民税の増額を上回る地方負担転嫁が懸念されるところであります。

○**工藤武則議長** 福祉部長。

○**工藤 勝福祉部長** 税制改正による年少扶養控除等の廃止に伴う保育料金への影響及び市の対応についてお答えいたします。

保育料は、所得税及び個人住民税の税額等と連動しているため、保護者負担への影響が懸念されておりましたが、昨年7月に国より扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせない措置を講じるよう通知が出されたことを受けまして、市では扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により保育料の算定に当たって影響が生じないように、既に本年度より運用を開始しております。保育に係る保育料等の保護者負担については、今後も社会的、経済的状況を考慮し、負担が過度とならないよう適正化に努めてまいりたいと考えております。

○**工藤武則議長** 1番、花田進議員。

○**1番 花田 進議員** どうも御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。まず、特定健診の予算措置についてお聞きします。特定健診については、健康推進課と国保年金課で予算措置されていますが、その財源、すなわち国の補助金、保険料からの負担分、市の一般財源等があると思うのですが、その額と予算額をお知らせください。

次に、特定健診の受診率が23.5%ということで、決して高い状況ではないようです。国は、健診率が低いとペナルティー措置をとると言っております。どのような場合に、

このような措置がなされるのか。その場合のペナルティーは、幾らになると予想しているのかお聞きします。

同様に、がん検診の予算措置についてもお聞きします。特定健診やがん検診の健診率を向上させるために、市の病院等の連携も必要と考えております。市内の病院等の中には、独自に健診を実施しているところもあると思います。具体的に、私の場合を紹介すると、市から来る市民健診の御案内には個別健診をすると回答し、私の入っている医療生協の組合員健診という健診を受けております。この健診では、腹囲の測定はないのですが、それ以外は特定健診の項目や大腸や肺のがん検診などが実施されます。ところが、この健診を実施している私は、健診をした人数にはカウントされていないようです。私と同じ組合員も受けているわけで、400人以上と言われております。すべて市内とは限りませんが、2%は健診率が向上するものと推定されます。このようなことから、市内の病院等の連携を強めて、健診者を把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

私は、かつて共済組合だったのですが、国保の違いは保険料が高いだけでなく、サービスの低さにもがっかりしています。それは、人間ドックの助成がないということであり、国保加入者が人間ドックを受けられるよう負担を減らすために助成は考えられないものではないでしょうか。

次に、市の資産の活用についてであります。学校跡地というのはかつては縫製工場とか電子部品工場に活用されたこともあります。今は期待できない状態です。広く市民に呼びかけて有効活用する人へ門戸を開くべきと考えています。そのことにより、市の活性化にもつながるのではないかと。現在学校用地のかなりの部分が使われていないわけですので、ぜひその活用を積極的に進めていくべきだと考えます。要望ですが、私の住んでいる近くの漆川の市営住宅は、壊されて何年もなるのに、ただ草を刈るために経費を出しているだけで、何か境が不明確だということで売りに出されないという状況のようですが、そういうことを早く解除して住宅地に売りに出すとか、やっぱりそういうことを積極的に活用することが必要だというふうに思います。

それから、給食センターの建て替えということで、そろそろ計画を出す時期になっているわけで、せっかく学校の跡地が道路沿いにいっぱいあるわけですので、それも含めて給食センターの活用、建て替えをどうするのか。もし考えているのであれば御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

次に、軽トラ市の開催場所ですが、現在は大町通りをとめて行っているわけです。そのために、道路占有許可をとるために警察にお金を払っていく。今回は、やるたびに道

路占有許可、2週間しか効果ないので、やるたびに二千幾らのお金を払わなきゃだめなんです、それを一回でいいという措置はしているようですが、せっかくですので、大町を通させて、別な場所で開催するということも考えることにより、集客効果も出てくるのではないかというふうに思っています。大町の開発では、公園の設置なんかも計画されていますし、かなりの空き地も出ると思うので、そういうところを使うことによって、また別なにぎわいを生み出すことができると思いますので、いかがでしょうか。

次に、ブランド化の推進ですが、今年度は加工品、来年度は農林畜産物を指定する方向のようであります。ぜひともこのブランド化を成功させて、地域の活性化につなげていくということを願っておりますが、これらの商品も含めて、やっぱりまちなかにそれを販売する拠点を設ける。例えば物産館とかをつくってにぎわいをつくっていくべきだと考えます。今すぐは財政状況もあるでしょうが、やっぱりそういう方向をちゃんと持っていくべきだと思います。全国には、1,000近くの道の駅があり、五所川原にもトーサムがあるわけですが、そういう制度を活用するか、いろんな制度を活用していいのではないかと。

また、直売所の中には、自分たちの建物を持ちたいということで積み立てを行っている直売団体もあるわけですので、そういう団体も含めてまちなかに物産館をつくって拠点にしていくという方向をぜひ示していただければというふうに思っております。

以上、再質問です。

○工藤武則議長 教育長。

○木下 巽教育長 学校給食センターの建設の方向性についてであります、平成26年度までの後期基本計画に新施設の建設を掲げており、財政当局と協議を進め、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、建設場所については、新学校給食センターの規模、インフラ条件、配送等から学校跡地も含めた市有地を優先したいと考えております。新学校給食センター建設については、他市の施設の内容など、情報収集しているところでありますが、今後とも建設に向けた準備を進めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、特定健診、特定保健指導及び各種がん検診の予算の財源内訳についての再質問にお答えいたします。

まず、特定健診、特定健康指導の財源内訳については、特定健康診査等事業費として国保特別会計の平成24年度当初予算に6,687万7,000円計上しております。歳入の内訳と

して、国及び県の負担金は特定健診等の実施に要する費用の3分の1に相当する額で、補助金として国、県よりそれぞれ1,057万4,000円、また未受診者対策分としての特別交付金措置費として117万1,000円、受診者個人の自己負担分として287万4,000円を見込んでおります。一般財源は4,168万4,000円となります。

次に、生活保護受給者に対する特定健診、特定保健指導分として、これは一般会計の当初予算に178万1,000円計上しております。財源内訳は、健康増進保健事業費補助金として県が3分の2、一般財源が3分の1となっております。

次に、各種がん検診の予算総額は、これは一般会計予算に7,614万3,000円、財源は国からの補助金が6,300万1,000円、これはがん検診の節目年齢に達する検診費の2分の1の補助金になります。失礼しました。630万1,000円です。これは補助金です。

それから、一般財源が5,863万9,000円、本人負担が1,120万3,000円となっております。

また、特定健診、特定保健指導のペナルティーについてであります。特定健診、特定保健指導のペナルティー、指導の受診率におけるペナルティーは後期高齢者支援金に最大で10%まで加算できることとされており、加算されますと市の負担が増えることとなります。そのペナルティーの具体的な加算要件については、政令において規定することとされておりますが、現在に至って確定されているものがございませんので、今後においては政令の規定内容を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、病院との連携ということでございます。特定健診、特定保健指導における医療機関との連携については、健診結果を医療機関から報告いただくということは個人情報保護の観点からなかなか難しいわけであります。

よって、4月の特定健診、各種がん検診等の受診申し込みの際に、議員のように勤務先の事業所で健診並びに人間ドックを受診すると回答された方には、受診者個人から受診結果を市に報告くださるようお願いすることになります。せっかく健診しても受診結果の報告がないということになりますと、健診率のカウントができないということになりますので、今後はその辺を徹底して力を注いでまいりたいというふうに思います。

それから、がん検診における病院との連携については、これは受診者が医療機関への申し込みから受診まで、希望に沿うよう円滑な業務遂行に努めております。

また、受診結果についても市から早目に受診者個人に結果通知ができるよう、これは医療機関と連携を密にしているところであります。

それから、人間ドックに対する助成ということでございますが、これは現在当市では行っておりませんが、国民健康保険被保険者の健康増進、また病気の早期発見や予防の観点から、国保財政状況を見きわめながら検討をしていかなければならない課題である

と認識しておりますので、御理解を願いたいと存じます。

以上でございます。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 管財課所管の学校跡地の利用につきましては、地域住民、また企業などから要望があったものにつきましては、利用計画について協議をしてみたいと考えております。

また、利用計画のない跡地につきましては、境界確定などの準備作業が整い次第、売却をしてみたいと考えております。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず、軽トラ市についてお答えいたします。

立佞武多の館に隣接する広場や空き地の利用に関しての御提言でございました。来年度からの課題として、担当部局や実行委員会とともに検討させていただきます。

次に、ブランド認定商品の販売についてお答えいたします。現在地域の特産品の販売につきましては、観光客向けの商品は主に立佞武多の館、金木観光物産館マディニー、道の駅十三湖高原などを中心に、市内の観光施設で販売され、当市を訪れる観光客に好評を得ているところであります。また、野菜等の成果品は、JAごしょつがるのまるっと新鮮館を初めとする市内の産直施設で販売され、市民を中心に親しまれているところであります。

五所川原地域ブランド推進協議会が認定するブランド認定商品の販売促進でありますけれども、地産外消の取り組みが2つ、地産地消の取り組みが2つの、合わせて4つの取り組みを考えております。まず、ブランド認定は、7月下旬を予定しており、認定と同時にブランド推進協議会のホームページに掲載し、インターネットからの商品購入ができる取り組みを展開いたします。

また、東京飯田橋のあおもり北彩館などの県外アンテナショップを初め、千葉県船橋市で開催している青森県津軽観光物産首都圏フェアや、来年1月に東京ドームで開催するふるさと祭り東京、JRと連携した上野駅地場産品ショップ「のもの」などにおいて消費宣伝活動を積極的に展開して販売促進に取り組みたいと考えております。この2つが地産外消の取り組みであります。

さらに、地元における地産地消を推進するために、民間産直施設との連携を強化するとともに、市内スーパー等、量販店の一角を活用した五所川原ブランド販売専用コーナー、いわゆるインショップの取り組みについても関係団体と検討していきたいと考えております。

平成25年度には、農林水産物のブランド化を目指していることから、議員御提言の新たな販売施設としての物産館の設置については観光客のみならず、市民の方々も含め、大きな集客力を持ち、にぎわい創出のための高いポテンシャルを持つものと認識しておりますが、新たな整備ということになりますと事業者としての組織や投資の問題等々、さまざまな課題もございます。まずは、できることから取り組みを進め、ブランド商品の今後の動向を見きわめた上で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○工藤武則議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 どうも御答弁ありがとうございました。これはやるんだというのがなかなか出てこないわけですが、ぜひ提言を検討していただきたいと思います。人間ドックの実施、それから物産館のまちなかへの設置による活性化などをお願いするわけですが、病院との連携では個人情報ということでは何か歯切れが悪かったわけですが、その辺をどうやったらクリアできるのかぜひ検討して、数値を上げていかないと大変なことになる。さっきのペナルティーは、まだ法令が定まっていないということで明言を避けましたが、例えば特定健診等の事業で国保に計上されている6,700万ぐらいの予算の10%が削られるとなると大変な話になるわけですので、早急にやっぱり健診率を基準に上げていくということが重要だと思っています。今回の定例会では、市民の健診率をどう向上させるかということで、具体的な提言をいっぱい考えてというか、勉強したんですが、なかなか名案というのがないんです。ぜひ健診率の高い山形県の自治体の取り組みなどが参考になると思いますので、参考にしていただいて、健康推進課の保健師さんを初めとした職員の地道な努力を期待して質問を終わります。

○工藤武則議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時02分 再開

○工藤武則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。18番。

○18番 阿部春市議員 一登壇一

平成24年第2回定例会に当たり、今回もまた一般質問させていただきます。

最初に、最近感動したことを申し述べたいと思います。先月大相撲夏場所が行われ、近年になく荒れた場所となり、平幕の旭天鵬が幕内初優勝を飾りました。5月12日は、7日目の取り組みがありました。取り組み最後に横綱白鵬を平幕の豊響が初めて破り、土俵上で涙を流して花道を引き揚げていく、その姿に感動を受けた次第であります。翌日のマスコミ報道は、「涙の初金星」とありました。また、土俵上で涙を流すのは異例とのことであります。豊響は、山口県出身で高校時代は相撲に打ち込んでいたのですが、高校卒業後は造船所や運送会社などでアルバイトをしていたそうであります。そんなときに、誘いの手を差し伸べたのが現在の師匠であったのです。その後、豊響は、ぶちかまし一徹の相撲で猛牛のあだ名がついたそうであります。4年前には、網膜剥離で左目の手術を受けた苦労人でもあります。この晴れ姿に師匠の目も赤く染まっていました。これをテレビで見た人もいたかと思います。これまでの苦労が報われた、そのことを素直に受け入れることができたのであります。このことは、政治の場でも言えることではないでしょうか。以上申し上げ、質問に移りたいと思います。

質問の第1点目は、実施計画についてであります。当市では、後期基本計画を平成22年度に見直しをして作成しました。そして、実施計画については、平成23年度中に作成するとなっていました。いまだに我々議員にその説明がありません。

そこで、考えたのが実施計画の作成に当たっては、庁内や市内の有識者で取りまとめることよりも外部から広く意見を求めたほうがよいと考えました。具体的には、昨年実施した市民意識調査結果報告書がこの3月に集約をし、配布されました。これを見ますと、幅広い分野にわたって意見、要望が出されていました。もちろん議会に対してもありました。この中で、特に注目したのが市民の要望として一番高かったのが雇用対策の推進でありました。人口減少に歯どめのかからない現状であり、何とかしなければならぬとの思いからこれまでもこの議場でいろいろ議論してきた経過にあることは御案内のとおりであります。いろいろな要因があるにしても結果として進んでいないのが現状であります。

そこで、考えたのが外部からの意見、つまりはシンクタンクに調査依頼をして対応策について政策アドバイスをいただくという方法をとるべきではないかと思うのであります。「活力ある・明るい住みよい豊かなまち」の実現のために、市民意識調査の結果と、平成23年度に住民懇談会を合わせて7回開催して住民の声を聞き、それを集約しておりますので、これをもとに調査依頼をすべきと考えます。あくまでも市民の要望にこたえる行政執行のあり方を検討し、実施計画を策定してほしいと思うのであります。

以上が私が当初考えていた市の活性化対策の質問内容でありました。ところが、この

質問を通告したら既に昨年度実施計画を作成してあるとのことで、質問の内容を急遽変更せざるを得ませんでした。なぜ我々に説明をしないのかと尋ねると、病院関係で国の対応が不確定な要素があったので、説明できなかったと財政部長は言っていました。実施計画の標準的なのは、3年のローリングであります。状況の変化に必ずするために、ローリング方式をとるのが普通ではないでしょうか。理解に苦しむ部長の答弁でありました。

それから、来年度中に計画書をつくるということは、その言葉の中に我々に説明をするということが含まれているものと理解をしてきたのですが、私の認識不足なのでしょうか。答弁を求めます。

どういう経過でこのようになったのか。そして、今後どうするのかであります。このことは、政策議論ではなく、手続のことです。納得できる説明を市長より答弁をお願いいたします。実施計画は、まちづくりにとって欠かすことのできない大切なものであることは言うまでもありません。

質問の第2点目は、農業行政、遊休農地についてであります。近年限界集落という言葉をよく耳にします。限界集落とは、65歳以上の人口が50%を超えた集落とのことです。このレッテルを張られると立ち上がることはできず、どこまでも落ちていく運命にある。そこに住む人たちの思いを考えると、心が痛むのです。これは、岩手県遠野市のNPO法人、菊池塾長の言葉であります。我々の地方にも忍び寄る足音を感じるのは私だけでしょうか。このような状況下でありながら政府の方針は将来の食糧事情を考えると、自給率の維持向上を図るとなっています。現在、日本全体の食料自給率はカロリーベースで40%であり、青森県は120%となっています。そのためには、農地の確保が前提となります。そのことを考えての質問であります。

私は、平成20年9月議会において、この件で一般質問をしております。そのときの答弁内容は、要約すると次のようになっています。平成18年度の現地調査で、遊休農地は63.7ヘクタールである。平成20年度調査では、3段階に分類している。人力や農業機械で既に耕作できる農地は緑、基盤整備をすれば使える農地は黄、原野化して農地に戻せない土地は赤にしているとのことでした。その後、どのようになっているかあります。

そこで、質問しますが、1点目は遊休農地と耕作放棄地の違いはどうかであります。

2点目は、遊休農地の推移は、平成18年度以降、どのようになっているのか、3段階での色分けの実態はどのように把握しておられるのか説明をしてほしいと思います。

3点目は、全国的に耕作放棄地が増加傾向にあるとマスコミ報道されていますが、当市の場合はどうなっているのかであります。

4点目は、遊休農地解消のため、どのような対策をしてきたのかであります。その成果は、どうであったのかであります。確かに途中農地法の改正やガイドラインの制定等もありました。

5点目は、マスコミ報道でこれも知ったのでありますが、青森県では耕作放棄地の解消のため、耕作放棄地緊急解消事業を実施していましたが、本市として活用があったかどうか、全体としては低調だと報じられていました。以上、この件に対して、合わせて5点について質問させていただきます。

質問の第3点目は、空き家対策についてであります。この件に関して、さきの3月議会で平山議員も質問していました。基本的には、同じ認識に立っています。今年5月に入って、旧市内に住む市民から空き家対策を何とかならないものかと相談があり、現地を見せてもらい、相談の意味がよくわかりました。今冬の豪雪もそうでしたが、風が強くなると物が飛んでこないか、不用心で何が起こるかわからない状態で不安であると言われます。ましてや住宅街では、隣との間隔が狭く、その波及効果が早いものと思います。そもそも日本の住宅づくり政策は、一般的に耐用年数が30年で建築設計されていると言われます。そのため、老朽化が早いものと思います。今後は、耐震性の強化を含めた建築基準法の改正が必要であると思います。これは、国で取り組むべき事柄であります。さきのマスコミ情報によりますと、平成20年度で全国の空き家数は757万戸で空き家率は13%に達したと発表されています。その多くは、賃貸や売却用で173万戸は特に管理対策が必要な木造一戸建て住宅とのことでもあります。そのことを受けて、政府では空き家対策の強化に乗り出しました。3月28日には、空き家除雪管理に向けた国や地方自治体の努力規定を盛り込んだ改正豪雪地帯対策特別措置法案が国会で可決成立いたしました。このような動きの中で、今後国、県からの対策についての要請が強くなるものと思います。全国各地で空き家条例施行の動きが見られるようになりました。

そこで、本市の現状はどうかであります。今年24年度の実態調査を連合町内会に依頼していると思いますが、その結果はまだだと思しますので、昨年初めて実施したわけで、その結果の内容の説明をいただきたいと思っております。その中で、いろんな状況があったかと思しますので、特徴的な事柄もあわせて報告を求めたいと思っております。

次に、危険家屋という言葉を目にしますが、どういう状況を言うのか、その説明を求めます。そして、空き家調査の中で、危険家屋も存在しているものと思っておりますが、どのようなになっているのか質問させていただきます。

最後に、この対策として独自の条例化が求められています。本市では、老朽危険家屋台帳を作成し、管理していますが、条例化することで一歩前進するのではないかと存じ

ます。先進地事例としては、豪雪による倒壊防止対策として秋田県大仙市、防犯面の強化した面では埼玉県所沢市、景観保全の観点では和歌山県の先行事例がございます。当市の場合、雪と強風を意識した内容にすべきではないかと思えます。これは、要望を含めた質問となりますが、いかがでしょうか。3月議会での答弁では、今しばらく先進地事例の動向を見ながら検討したいと答弁していましたが、早目の対応を期待したいものであります。

以上で第1回目の質問としますが、質問項目が多いので、答弁漏れのないようよろしくお願いいたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの阿部春市議員にお答えいたします。

五所川原市総合計画後期基本計画は、前期基本計画期間中の社会経済情勢の変化のもと、基本構想が定める市の将来像と、それを実現するための基本理念及び施策の大綱を基本としながら市民一人一人が真に豊かさを実感できるまちづくりの指針として、平成23年3月に策定いたしました。

また、後期基本計画に基づく実施計画につきましては、昨年9月庁内検討部会により掲載事業の取りまとめを行い、平成23年度末に作成したものであります。市では、現在後期基本計画に基づき、市民参画と協働によるまちづくりを進めているところであり、住民懇談会の開催や市民提案型事業の実施、また今年度は五所川原青年会議所と市が協定を締結し、市民討議会という新しい手法による市の活性化対策に取り組んでいるところであります。

また、今後は、人口減少時代に対応した各種施策のあり方を含め、より実効性のある事業の立案がますます重要となってきたと認識しております。実施計画を作成する際に、民間シンクタンクを活用してはどうかという御提案もございましたが、現在の総合計画が残り2年間で計画期間を満了することから、平成25年度以降は新たな計画策定に向けて、その手法を模索する時期であり、当市を取り巻く社会経済情勢を的確に分析し、具体的な事業へつなげていくためにもシンクタンク等の活用も検討してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 農業委員会会長。

○**斎藤靖裕農業委員会会長** 5点についてお答えいたします。

第1点目、遊休農地と耕作放棄地の違いについて御回答いたします。一般的には、耕

作放棄地、遊休農地は同意語として扱われております。耕作放棄地は、農林水産省の統計調査において区分されておまして、1年以上作付せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地、また遊休農地のほうは農地法に区分されております法令用語でございまして、現に耕作されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、そしてまたその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地のことであります。ですから、一般的に遊休農地のほうが面積的には少し大きくとらえられるということではございます。

2点目、18年度以降の3段階色分けの推移について御説明いたします。平成20年度から実施されている耕作放棄地全体調査では、耕作放棄地を3段階に色分けをしてございます。緑、黄色、赤。緑については、人力、農業用機械で草刈りなどを行うことによって、直ちに耕作することが可能な土地、これを緑色と区分してございます。平成20年の調査では、7.7ヘクタール、23年の調査では4.9ヘクタールとなっております。また、黄色の区分ですが、草刈り等では直ちに耕作することはできませんが、基盤整備で農業利用をすべき土地と区分しております。平成20年の調査では、26.5ヘクタール、23年の調査では12.9ヘクタールとなっております。さらに、赤に区分されております、これは森林、原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地、これを赤と区分しております。平成20年の調査では、13.8ヘクタール、平成23年の調査では0.9ヘクタールとなっております。この赤色で区分されたうち非農地と判定された土地が平成20年の調査で8.9ヘクタール、平成23年の調査では0.7ヘクタールとなっております。遊休農地では、平成18年の調査で63.7ヘクタール確認されていたものが平成20年では39.1ヘクタール、21年では27.9ヘクタール、23年では18.0へと改善されている結果となっております。

続きまして、3点目、当市の耕作放棄地は増えているのではないかとということで、遊休農地の実態と対応について。平成20年の耕作放棄地全体調査では、48ヘクタールの対象面積でございましたが、非農地とされた面積は8.9ヘクタールございましたが、平成23年の調査では対象面積が18.7ヘクタール、非農地とされた面積は0.7ヘクタールでございました。耕作放棄地の対象農地は、20年の48ヘクタールから23年の18.7ヘクタールと減少しております。非農地と判断された農地も平成20年の8.9ヘクタールから23年の0.7ヘクタールと減少しており、改善方向にございます。

4点目、遊休農地に対応してきて、解消をどのように進めてきたか、成果はどうであったかについてお答えいたします。農業委員会では、耕作放棄地所有者等に対して、意向調査を実施、耕作再開を促すとともに、耕作放棄地再生のための補助事業を紹介するなど、耕作放棄地解消に努めております。

また、広報ごしょがわらし農業委員会だよりに農地情報を掲載し、農地のあっせんを行ってまいりました。この結果、当市の遊休農地は平成18年の63.7ヘクタールから平成23年の18ヘクタールへと減少しております。

なお、23年には、羽野木沢地区において耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して1.1ヘクタールの農地が再生され、またごしょがわらし農業委員会だよりに掲載した農地情報により平成17年から23年までの間に件数で70件、筆数で216筆、45.3ヘクタールの農地の貸借売買等が成立しております。今年度は、農地の利用状況調査として農業委員の地区担当体制によりまして市内を15区に区分けし、農業委員、農業委員会事務局職員、市職員及び県民局職員で調査を実施する予定であります。今年度の目標は、10.4ヘクタールの遊休農地解消に向けて、耕作放棄地所有者等に対して意向調査を実施し、耕作再開を促すことはもちろんであります。所有者の意向による農地情報を掲載して農地のあっせんを進め、耕作放棄地の解消と優良農地の確保を図ってまいります。

また、法改正により所有者が判明しない遊休農地にも利用権が設定できることとなったことから、そのような事例が発生しましたら積極的に取り組んでまいりたい。遊休農地の解消に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 総合計画の実施計画を議会へ説明していないことについて御質問いただきました。総合計画の構想並びに各計画の位置づけ等を少し時系列的に御説明しながら御質問に答えさせていただきたいと思っております。

当初総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部構成となっております。総合計画は、五所川原市合併協議会により策定された新市建設計画の趣旨、内容を尊重しながら本市の将来に向けた総合的な行政運営を図ることを目的として作成しています。そして、本市の将来像を示すとともに、具体化のための基本的な考え方の施策の方向性を示すことを目的とし、基本構想を策定し、平成19年五所川原市議会第3回定例会に地方自治法の第2条第4項の規定に基づき提案させていただき、原案可決とされているところでございます。基本計画及び実施計画については、基本構想を受けて施策の方向性を示した後期基本計画に関しては平成22年に実施した総合計画審議会に4名の当市の議会議員の参加もいただき、審議し、23年2月に議員説明会を開催させていただいたところであります。

そして、実施計画は、基本計画に位置づけられた施策の具体的な実施についての指針となるもので、五所川原市行政改革大綱及び行政改革大綱の具体的な実施計画として定

める集中改革プランとの整合性を図り、策定するものとしています。集中改革プランは、実施状況の確認と毎年度の見直しを行い、市民に公開し、情報共有を図ることとしています。そのため、集中改革プランと同様、実施計画も毎年度の見直しを図ることとなることから、あくまで事務事業を管理する上での意思形成過程の内部資料としてとらえており、公表せずに各事業の審議に当たっては年度ごとの編成する予算を通して、議会での御審議をいただいているところでございます。

よろしく御理解を賜りたいと思います。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 空き家対策についてお答えします。

まず、老朽危険家屋対策事業についてでございます。放置された空き家、廃屋等につきましては、隣接家屋へ被害を及ぼす危険があるなど、防災、防犯の面で市民の方々からの相談が増加しております。こうした老朽危険家屋を事前に把握し、所有者へ修繕、解体等の対象を促し、災害時における被害の軽減を図ることを目的に、市では昨年度より老朽危険家屋対策事業を実施しております。実施方法といたしましては、市民、または地域コミュニティ組織より通報のあった老朽危険家屋に職員を派遣し、家屋の状態について現地確認を行っているほか、別途、事前調査として所有者、縁故者等を確認し、これらの成果を老朽危険家屋台帳へ登載しております。

さらに、家屋の状況に応じまして所有者等に対処を依頼する通知も送付しており、その際、周辺に被害が生じている場合はその旨を地域コミュニティ組織から要望がある場合は当該内容をそれぞれ付記することとしております。

なお、五所川原地区の市街地域については、住宅戸数も多く、また隣家と密接しているなど、特に空き家等に対する相談が多い地区であるため、市では五所川原市町内会連合会に対し、老朽危険家屋調査業務を委託して行っております。昨年度は、五所川原市町内会連合会から15件の報告を受けております。このうち6件は、所有者の方と既に連絡がとれ、うち3件が解体、または破損箇所を措置するなど、対処をいただいたところであります。

一方、町内会連合会以外にも住民の方々からこれまで15件の通報を受けております。このうち13件についても所有者と連絡がとれ、対処の確約等も含めると対処済みの件数は4件となっております。老朽危険家屋の所有者の方々の御事情もあり、通知後も直ちに解体、撤去というケースは少ないものの遠隔地にお住まいの所有者に所有する家屋の状況をお知らせできていることにもなっていることから、徐々にではありますが、効果を上げている事情であると認識しておりますので、今後もこうした官民連携の取り組

みを継続してまいりたいと考えております。

次に、老朽危険家屋の基準でございます。いわゆる老朽危険家屋の基準につきましては、空き家の適正管理に関し、条例等を策定している市町村では当該条例において空き家等について定義している例もございますが、一般的な基準、また法律による定義はございません。

なお、本市が実施している老朽危険家屋対策事業では、その対策家屋を1つ、1点目として老朽化、または長年放置されているなどにより倒壊、屋根トタンの剝離、飛散等が懸念されている空き家、廃屋等、2点目として積雪時において屋根雪が隣接家屋、または道路等に落雪するなど、相隣関係、または道路維持関係等に影響がある空き家、廃屋等としております。単に空き家となっている家屋等であっても家屋等に傷みが少なく、周辺家屋等に被害が生じるおそれがないもの、または相隣関係に問題が生じていないものについては本事業の対象外としております。

よって、現在老朽危険家屋として市が把握しているのは、報告、通報のありました空き家のうち未対処である25件となっております。今後もこうした老朽危険家屋の把握については、地域コミュニティ組織や市民の方々からの通報に基づいて、引き続き台帳を整備しながらその戸数を把握してまいりたいと考えてございます。

3点目の空き家対策のための条例についてでございます。空き家対策について、条例化を検討する場合、放置された老朽危険家屋に対する是正措置としまして指導、勧告、公表といった一連の手続を経て、最終的には行政代執行による解体撤去を視野に入れることとなりますが、老朽危険家屋の多くは資力がなく、撤去ができない、所有者が死亡したが、相続人がはっきりしないといった理由で放置されているケースであることから、その後の解体撤去費用を回収できるかという課題が残るところでございます。

一方、国においては、今冬の豪雪を受け、3月に豪雪地帯対策特別措置法を改正し、豪雪地帯における地方公共団体の空き家に係る除排雪等の管理につきまして必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の努力規定を設けられてございます。こうした国の動きもかんがみ、条例化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 農業委員会会長。

○斎藤靖裕農業委員会会長 阿部議員の項目が多いという、忘れずに回答くださいという御指摘にもかかわらず、1点申し忘れました。

5点目の回答をいたします。県の耕作放棄地解消事業を活用したかにお答えいたします。この事業は、青森県が遊休農地対策と雇用の促進を図る目的で、国の緊急雇用創出事業を活用した事業であります。農業協同組合、土地改良区、任意団体等が事業主体と

なって、新たに作業員等を雇用し、耕作放棄地を解消して担い手農家への利用集積をPRするものです。当市でも活用を検討したところではありますが、作業が軽微な草刈りなどにとどまるため、活用するまでには至りませんでした。

以上です。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いろいろ御答弁をありがとうございました。

まず、実施計画の関係ですけれども、十分な答弁とは言いがたい答弁でございました。私は、なぜ実施計画を見直ししたのに、我々に説明をしない、その理由は何なのか、そのことを私は質問したんです。財政部長の答弁だと、それらの一連の中で集中改革プランが実施計画であり、それを見直ししたからということ、それから説明の段階ではそうでないと。国の政策の部分が見えないから、説明しなかったんだということなんです。そして、これからその実施計画、去年つくった実施計画を説明すべきじゃないかと、このことを質問しているんです。そここのところを後で答弁を求めます。

それから、市役所の中では、各課でいろんな計画書があるんです。その多くの計画書というのは、議会の承認事項なんです。総合計画というのは、まさにこの五所川原市のまちをどうつくっていくかという基本計画、基本的なものなんです。もうすべての計画書の基本をなすものなんです。財政部長、さっき言いましたけれども、総合計画というのは基本構想、基本計画、実施計画で総合計画というんです。そのまちづくりの基本となる実施計画を見直ししたのであれば、当然我々議員に説明すべきじゃないか。そのことをしゃべっているんです。

それから、先ほど市長からこれは答弁ありましたけれども、シンクタンクへの依頼です。これは、先ほども言いましたけれども、五所川原市の中でだけああだこうだと言ってもなかなか打開策に結びつかないのではないか。そういう意味で、シンクタンクに依頼をして政策アドバイスをいただくと。このことをぜひよろしくお願ひしたいと思えます。この点については、2点再度質問します。

それから、農業行政について、1点目、農地の実態はこれまでどうなっているのか。そして、それに対してどう対応してきたのか。このことを先ほど1回目の質問でしました。今度は、農地を守る人、いわゆるつくる人について質問したいと思います。そこで、新規就農を含む担い手の関係についてであります。取り巻く環境が大変厳しいだけに、難しい面があると思えますけれども、過去5年間の新規就農状況はどのようになっているのか質問します。

それから、2点目は、担い手の育成を図るためには、国の制度を活用するということ

が大事であります。先ごろ東北農政局と津軽地方の市町村長と懇談会があり、市長はその席上、制度が複雑で有効活用が難しいと、こういうふう発言したようであります。マスコミで読ませていただきました。制度が難しいのか、そのところはそれはそれとして、いわゆるあらゆる国のメニューを活用すべきだと。その中の一つに、地域おこし協力隊というのが新聞で報道されました。千葉県に住む木村さんという農業をやりたくて志願し、深浦町に移住してきたと、こうあります。当市でもこういう制度にのっつて呼び込むことができないものなのか、そのところを質問させていただきます。

それから、3点目、農業委員会では、地域の農地と担い手を守り、生かす運動をこれまでずっと進めてきました。農業参入希望者への説明、相談等の支援を行っているということであります。担い手を確保する活動というのは、第4次農業委員会組織活動改革プログラムの中で、新たな農業のパートナーづくりではどのように取り組む予定になっているのか質問します。

4点目、先月農業委員会では、平成23年度の点検評価結果及び平成24年度の活動計画、随分長い名前のもので出てくるんですけども、これを集約して市民に縦覧しました。私も読ませていただきました。それを見ますと、平成24年度の目標として、農家の高齢化や後継者不足のため認定農業者を73経営体増やすと、こういう内容になっています。作り手の確保という面での対策ではありますけれども、認定農業者の推移というのはどのようにしているのか質問します。

5点目、当市の農家は、小規模経営の占める割合が高く、今後は集落全体で農地を守る体制づくりが必要だと、こう思います。また、当市では、担い手協議会というのを設置しています。どのような活動をしてきたのか、また担い手育成について、市の独自の支援活動というのはどのようにしているのか、この件についてさらに5点質問します。

以上で再質問とします。

○工藤武則議長 農業委員会会長。

○斎藤靖裕農業委員会会長 パートナーづくりにつきましてお答えいたします。

農地法の改正によりまして、農業生産法人以外の法人、株式会社等、農業参入が措置されたところであります。新規就農や一般企業の農業参入が容易になってまいりました。農業委員会では、認定農業者等の地域における担い手を基本としつつ新規就農者や一般企業も新たな担い手として位置づけ、農業参入希望者への説明、相談や参入後の経営確立に向けた支援を行う新たな農業のパートナーづくりに取り組むとともに、農地の適切な管理がなされるよう農地の利用状況の監視状況を強化してまいります。

5点目、認定農業者数の推移についてということでお答えいたします。農業委員会で

は、農業経営改善計画の認定制度、農業経営基盤強化促進事業などにより担い手の育成、確保に努めてまいりました。その1つとして、五所川原市認定農業者協会の事務局として農業簿記講座、経営管理講座、青色申告研修会、先進地視察研修会の開催、さらには講演会や意見交換会の開催、各種研究集会の参加など、認定農業者及び認定志向農業者の経営感覚の向上に努めております。

また、農村青年が相互に連絡を密にして、農業技術の知識と技能の習得を図るため、五所川原市青年農業会議を組織し、視察研修や青森県農業青年交流会への参加、ごしょがわら産業まつりへの参加などを活動しております。このような取り組みとあわせて認定農業者の掘り起こしをして、集約営農の組織化、法人化を進めております。

しかしながら、認定農業者においては、平成22年度までは増加傾向にありましたが、平成23年は20人前後の新規の認定農業者はございましたが、今までの認定農業者の高齢化によって再認定を受けない人、あるいは亡くなられた方が新規認定者を上回り、認定農業者数が減少、平成24年、本年の1月では前年比22減の527経営体となってまいりました。農業委員会では、農業委員の地区担当体制を活用して、担当地区の農業委員による認定農業者の掘り起こしと再認定の推進、個別相談等の活動を推進して、あわせて認定農業者等の農地の利用権設定等の意向や農地所有者のあっせん希望者の把握と調整活動を通じて担い手の育成に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 先ほどの阿部議員のおっしゃるとおり、現行の社会情勢は非常に変化が早いなど。世界の動向がそのまま我が地方まで影響すると。おっしゃるとおり、この地域だけでの考えで、これからの行政の運営ができるのかという疑問が非常にありまして、それで昨年秋に市政アドバイザー、5名の方々を委嘱したところでございます。やはりこれからの世界の動き、日本の動きを十分に勘案しながらそれぞれの専門分野で、第一線で活躍されている方々からのアドバイスをいただきながらこれからの五所川原市政を図っていく必要があると強く感じたためでございます。

それと同時に、一つの考え方としてはシンクタンクの活用もこれからの大きな課題であろうということもございますので、それもあわせながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 総合計画の実施計画の公表についてでありますけれども、先ほどの

答弁の繰り返しになりますけれども、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3部構成となっております。基本構想にあつては、平成19年の議会において議決を賜ったもので、そしてまた後期基本計画に関しては23年の2月に議員説明会を開催されたところでもあります。実施計画の基本的な考え方、性格については、作成に当たっては後期基本計画の各種施策に基づく長期的展望に配慮することとしており、掲載に関しては国の法令に基づいて実施する事務事業や施設の維持管理など、市組織内部にとどまる管理事務等は対象から除外しています。実施計画は、基本構想、基本計画を実現するための手段の一つとして個別の事務事業を掲載しているため、その性格上、年度ごとにその都度見直しを実施することとしており、掲載内容は比較的短時間で更新されていくものです。このことから、本計画は実施計画についてはあくまで事務事業を管理する上での意思形成過程の内部資料としてとらえていることから、公表していないところでございます。

以上です。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 新規就農者の状況についてお答えいたします。

青森県及び農協からの情報提供と当市の把握によるものでございますが、平成20年度は3名で、内訳は新規学卒者が1名、Uターンが2名、平成21年度は5名でUターンが3名、その他2名、平成22年度は4名で新規参加者が2名、Uターンが2名、平成23年度は3名で、Uターンが2名、経営継承が1名となっております。20年度から23年度までの新規就農者数は計15名となっております。

次に、地域おこし協力隊事業であります。本事業は地方自治体が都市部から地域おこし協力隊員を募集して1年以上3年以下の期間で委嘱して地域内で生活しながら農林漁業の応援や地域おこし活動の支援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事していただくものでありまして、隊員1名につき報酬が200万円、活動費150万円を上限として、特別地方交付税により措置されるということになっております。県内では、平成23年度に十和田市が農業後継者Uターン、Iターン者として3名を募集しましたが、応募がなく、平成24年度は、議員から先ほどお話ありました深浦町が農産物栽培隊員1名と農水産物加工隊員2名を募集し、農水産物栽培隊員に1名の応募があったところであります。

また、佐井村では、現在ツーリズム事業のコーディネーター等に1名を募集中ということで聞いております。他自治体によりまして、地域外から応募は大変厳しい状況だというふうに向っておりますけれども、当市といたしましても地域内の農業後継者育成はもとより、地域外からの農業後継者の受け入れについても地域おこし協力隊などの各種事業の活用も含めて、庁内で検討を進めて地域振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、五所川原地域担い手育成総合支援協議会の活動についてお答えいたします。当協議会は、平成17年12月に設立されまして、担い手の育成に関する各種事業の活用を通じて担い手の経営改善や育成確保に向け、必要な事業を計画的に推進し、本市農業の発展に資することを目的として活動をしております。会員構成は、県の県民局地域農林水産部、市内2農協、市内の4土地改良区、農業共済組合、農業委員会、そして市の計10関係機関で構成されています。設立時から毎月1回会議を開催しまして、認定農業者の新規者、再認定者、変更者の認定審査を行っております。

また、農地の確保、利用調整、利用集積に関する事業、農業機械及び施設等の導入に関する補助事業、耕作放棄地再生利用事業、新規就農者の定着促進に関する事業、農地利用集積円滑化事業などの事業主体となって担い手の支援を行っております。

以上です。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 時間が少なくなってきましたので、時間を気にしながら再々質問させていただきます。

今この実施計画について、財政部長から基本構想、基本計画を補完する実施計画だから、我々に説明しなくてもいいんだと、そんな答弁に聞こえましたけれども、この集中改革プランという実施計画は、我々に説明してきたんです。去年つくったのであれば、今回なぜ説明しないのか。しかも、つくるということは、先ほど言いましたけれども、我々に説明するということが含まれて、例えば来年度中に作成すると、こう言っていると思うんですけども、今まで説明してきて今回は補完するから要らないのだということにはならないと思うんです。だから、これからどういうつもりなのか。さっき地方自治法の改正のこともありました。これが改正の内容なんです。これはわかっています。このことは、財政部長と、あと何ぼ議論してもだめなようですから、市長に答弁を求めたいと思います。

それから、農業行政について2点質問します。農家の新規就農含めた担い手に対して、今後どのような対応を予定しているのか、このことを、まず確認します。

2点目は、農地に株式会社が参入したという、先ほどもちょっとありましたけれども、市民からそういう声を聞くんです。いわゆる株式会社が農地に参入したというこの実態、面積、何人、何企業とかというのあればいいけれども、その実態について質問します。

以上、3点質問して再々質問とします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 総合計画について質問がございました。質問の中で、集中改革プラ

ンと総合計画の中の実施計画と、ちょっとお話がまざっている部分が出ておりますんで、あくまで五所川原市行政改革大綱の実践策として定めているのが集中改革プランとなります。

それから、総合計画の中の3本立ての基本構想、基本計画、実施計画、この部分の中での総合計画の中で定めているのが実施計画となります。今申し上げているのは、実施計画について、それから行革大綱の集中改革プランについてもですけども、単年度で見直しを図ることとして、短期で見直しを図る計画でありますので、今の総合計画に基づく実施計画については公表していないということで答弁させていただいているものであります。

それから、自治法上の規定のお話がありました。昨年の8月1日に地方自治法の一部を改正する法律がありまして、それによって基本構想の策定義務が撤廃されたことから、自治法上の中からは基本構想の議会への議決は諮ることがなくなることとなりますけれども、当市にあっては今後も基本構想に関しては、大変当市の重要なものでございまして、今後もこの自治法上の改正後も基本構想並びに総合計画については策定を定めて、議会並びに市民の皆様へ説明してまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 農業委員会会長。

○齋藤靖裕農業委員会会長 株式会社の農業参入についてお答えいたします。

現在一般企業の株式会社は、2社、経営面積で1.1ヘクタールでございます。

なお、農業生産法人では、株式会社が1社、経営面積が12.1ヘクタール、有限会社が7社、経営面積が135.9ヘクタール、合同会社が2社、経営面積が6.6ヘクタール、農事組合法人が3社、経営面積が27.3ヘクタールとなっております。

以上です。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 担い手育成として、新規就農者に対する対応ということでございました。新規就農者につきましては、個々の就農計画書の作成や、継続的に濃密な活動を行っていくということが必要でありますので、関係機関、団体との連携を強化して、収納時の技術、経営、資金等に関する相談等、実践的な指導、支援を行ってまいります。

以上です。

○工藤武則議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○工藤武則議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時59分 散会

平成24年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成24年6月13日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第73号 財産の取得について
第 2 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）から議案第72号 訴えの提起についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（24名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	13番 秋元 洋子 議員
14番 稲葉 好彦 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 桑田 茂 議員
18番 阿部 春市 議員	19番 福士 寛美 議員
20番 加藤 磐 議員	21番 木村 清一 議員
22番 川浪 茂浩 議員	23番 磯辺 勇司 議員
24番 平山 秀直 議員	25番 三潟 春樹 議員

◎欠席議員（2名）

12番 古川 幸治 議員	26番 葛西 収三 議員
--------------	--------------

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山 誠敏
副市長	三上 裕行

総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
監査委員	山本將雄
監査委員 監事	前田晃
農業委員会 委員長	齋藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
市民課長	山中均
保護福祉課長	長尾功一
商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○**工藤武則議長** おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 議案第73号及び

日程第2 議案第58号から議案第72号まで

○**工藤武則議長** 日程第1、議案第73号 財産の取得についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第73号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 次に、ただいま議題となっております議案に日程第2、議案第58号 専決処分の承認を求めることについてから議案第72号 訴えの提起についてまでの15件を加えた16件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第61号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件については13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。予算特別委員会の委員には、

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤馨	議員
24番	平山秀直	議員			

の13名を指名いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました1件を除く15件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○工藤武則議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明14日から19日までの6日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、6日間は休会とすることに決しました。

次回は20日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分 散会

平成24年五所川原市議会第2回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成24年6月20日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第74号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 5 議案第62号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第63号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第64号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第65号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第66号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第67号 五所川原市保育所における費用の支弁条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第73号 財産の取得について
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第12 議案第68号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第69号 訴えの提起について
- 第14 議案第70号 訴えの提起について
- 第15 議案第71号 訴えの提起について
- 第16 議案第72号 訴えの提起について
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第17 議案第61号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）

(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

第18 発議第 3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

第19 発議第 4号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

第20 発議第 5号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

第21 議会改革について

(議会改革特別委員長報告・質疑・討論・採決)

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（24名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	工藤武則	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
10番	山口孝夫	議員	11番	木村博	議員
12番	古川幸治	議員	13番	秋元洋子	議員
14番	稲葉好彦	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	17番	桑田茂	議員
18番	阿部春市	議員	19番	福士寛美	議員
20番	加藤磐	議員	21番	木村清一	議員
22番	川浪茂浩	議員	23番	磯辺勇司	議員
24番	平山秀直	議員	25番	三潟春樹	議員

◎欠席議員（2名）

9番	伊藤永慈	議員	26番	葛西収三	議員
----	------	----	-----	------	----

◎説明のため出席した者（26名）

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行

総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
監査委員	山本將雄
監査委員 監事	前田晃
農業委員会 委員長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	三橋大輔
市民課長	山中均
保護福祉課長	長尾功一
商工観光課長	古川貞治
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	今眞
教育総務課長	諏訪秀清

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第74号

○工藤武則議長 日程第1、議案第74号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第74号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として三瀉洋生氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○工藤武則議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号 教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第2 議案第58号から

日程第4 議案第60号まで

○工藤武則議長 次に、日程第2、議案第58号 専決処分の承認を求めることについてから日程第4、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○平山秀直総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案3件について、去る6月13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について、平成24年3月31日に専決処分したので、報告し、その承認を求めるものであり、その内容は1点目として、これまで公的年金等のみの所有者が寡婦控除を受けようとする際に、申告書の提出を求めていましたが、扶養親族等申告書を年金保険者に提出することにより、控除が受けられることから、市への申告書提出を不要とするものである。

2点目として、公共下水道の利用者が公害防止用のため除外施設を設置した場合、その除外施設について平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に設置した場合、固定資産税の課税標準額を4分の3にするものである。

3点目として、住宅用地に対する課税特例措置として、平成24年、平成25年度の2カ年、課税標準額が評価額の90%とするものであり、特例措置の完全撤廃は平成26年度からとするものである。

4点目として、特定移行一般社団法人等にかかわる固定資産税について、有料で借り受けたものは課税となるが、無料で借り受けた場合には必要な書類を提出をすることで非課税となるものである。

5点目として、東日本大震災にかかわる被災居住用財産の敷地にかかわる譲渡特例の期限を現行の3年から7年間に改めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異

議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、平成24年3月31日に専決処分をしたため、報告し、その承認を求めるものであり、その内容は東日本大震災にかかわる被災居住用財産の譲渡特例の期限を現行の3年から7年間に改めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号 専決処分の承認を求めることについて、本件は五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、平成24年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものであり、その内容は平成24年度が固定資産税の評価替えの年であるため、都市計画税の課税適用年度を平成24年度から平成26年度に改めるものである。

また、居住用地課税特例措置として、平成24年度、平成25年度の2カ年の課税標準額が評価額の90%とするものであり、特例措置の完全撤廃は平成26年度からとするものであるとの説明に対し、都市計画区域と都市計画税該当地域について、都市計画税該当地域の農地に対する課税について質疑があり、都市計画区域と都市計画税該当区域は別物であり、都市計画区域は都市計画法により区域設定されており、都市計画税該当地域は本条例により範囲を定められており、また地目が農地であっても都市計画税該当地域内であれば課税の対象となるとの答弁を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも承認であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 5 議案第62号から

日程第11 議案第73号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第5、議案第62号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議案第73号 財産の取得についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○**三潟春樹民生常任委員長** 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案7件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第62号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録法及び外国人登録原票等の部分を削除、改正するほか、所要の事項を改めるために提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票記載事項証明書交付手数料の項目を廃止するために提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は平成22年度の税制改正において、特定扶養親族の年齢範囲が縮小されたことに伴い、給付対象者の要件である所得基準を満たさなくなる場合が想定されることから、税制改正の影響が及ばないように16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に対する加算措置を規定するために提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は児童福祉法の改正に伴い、条文の引用箇所を改めるほか、五所川原市乳幼児医療費給付条例の一部改正と同様の改正を行うために提案するものであるとの説明に対し、現在の給付対象者数についての質疑があり、平成23年12月末で1,006世帯、2,471人であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は東日本大震災で被災した第1号被保険者に対する介護保険料の減免

の特例を延長するために提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 五所川原市保育所における費用の支弁条例を廃止する条例の制定についてありますが、本件は児童福祉法の改正に伴い、条例を精査したところ現在、市では法に定められた保育単価を用いて支弁しており、条例で規定する必要がないことが判明したことから、同条例を廃止するために提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 財産の取得についてであります。本件は平成18年に導入した介護保険事務処理システムが6年を経過し、毎年の制度改正への対応が厳しくなったことにより、新介護保険事務処理システムを導入するために提案するものであるとの説明に対し、平成18年当時の導入費用について及び今後の保守料の見込みについての質疑があり、平成18年当時の導入費用は8,754万9,000円である。新システムの初年度保守料は年額661万7,520円の見込みであり、2年目以降の保守料は初年度より安くなるため、システム導入後7年間の保守料総額は3,343万2,840円となる見込みであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第68号から

日程第16 議案第72号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第12、議案第68号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16、議案第72号 訴えの提起についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○吉岡良浩建設常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案5件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第68号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は五所川原市市営住宅長寿命化計画に基づき、美晴団地市営住宅の建替事業により住宅の一部を用途廃止するため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号から議案第72号までの4件は、いずれも訴えの提起についてですが、4件について市営住宅使用料滞納による使用許可取り消し並びに入居者死亡による使用許可の消滅及び動産の放置に伴い、建物の明け渡し並びに滞納使用料等を請求する訴えを提起するものであるとの説明に対し、どのくらいの滞納で訴えを提起することができるのか、過去の訴えの提起の結果について、市営住宅使用料の徴収率及び滞納額について、滞納者に対する今後の対策について等の質疑があり、3カ月住宅使用料を滞納すれば、退去命令を出すことができる、これまで16件の訴えの提起を行った結果、すべて退去していただいた、平成22年度の徴収率は約96.5%であり、滞納額は1,054万円である。滞納額が大きくなると払えなくなるので、訴えの提起について早目の対応を行い、そして口座引き落としの拡大に努めるほか、来年度よりコンビ二徴収を導入し、利便性を図っていく等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第17 議案第61号

○**工藤武則議長** 次に、日程第17、議案第61号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○**古川幸治予算特別副委員長** 一登壇一

おはようございます。本日、伊藤永慈委員長が所用で欠席のため、副委員長の私から御報告いたします。

去る13日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に伊藤永慈委員が、副委員長に不肖、私古川幸治が選任され、翌14日に付託されました議案1件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第61号 平成24年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）ですが、歳入第18款、海外経済活動支援特別対策事業助成金の助成団体及び助成金の使途についての質疑に対し、財団法人自治体国際化協会から助成を受けるものであり、地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援並びに諸外国における地方行政制度及びその動向調査研究を行うとともに、地方公共団体の海外における国際化推進のための活動に対する支援を行っている団体であり、主な事業内容は人的交流を行うジェットプログラムを初めとする多文化共生のまちづくり、国際交流の支援、物産や観光等の自治体の地域活性化のための経済交流支援等であるとの答弁があり、歳出第10款、つがる克雪ドーム改修事業の詳細、施設の利用状況及び使用料、損害保険の加入状況並びに保険の利用、これまでの大規模改修状況、設計監理業務委託料の内訳、工事請負業者についての質疑に対し、ドーム屋根の膜を押さえているケーブルが雪によりずれたため、強風時に屋根の膜が破損されるおそれがあることから、台風シーズン前に改修するものであり、施設の利用状況は平成21年度6万3,324人、660万7,900円、22年度6万406人、611万4,100円、平成23年度6万2,086人、657万3,810円で、損害保険については全国市有物件災害共済会東北支部の建物総合損害共済に加入しており、現在風雪による被害として申請中である。これまでの主な大規模改修は、平成21年度、グラウンド整備工事として208万9,500円、平成22年度に分割ネットワイヤー修繕として129万1,500円、平成23年度にスコアボード得点操作盤修繕272万3,700円、平成24年度が無停電電源装置修繕として69万5,100円であり、設計

委託料については特殊な設計で調査費50万円、設計費300万円、図面作成費50万円、管理費50万円を予定している。工事見積もり業者は、工事を施工した三菱重工メカトロシステムズから徴取しており、特殊な工事であるため、随意契約を視野に検討中であるとの答弁がありました。

第2款、一般コミュニティ助成事業費、助成金の内訳、広報の伝達経路及び市民の情報共有システムの構築についての質疑に対し、事業の実施主体は田町、栄町町内会であり、事業内容は財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、大太鼓、イベント用ステージ一式等を整備するものであり、これらの備品を活用しながら市の立佞武多祭りへの参加や、町内の祭りを継続することにより、世代間交流を深めながら地域コミュニティにより一層の連帯感、醸成を図ることを目的としている。広報の伝達経路は、行政連絡員を活用して毎戸配布しており、市民情報共有システムの構築については、担当課と協議の上、来年度予算に反映できるよう努力するものであるとの答弁があり、第2款総務費、財産管理費の用地購入費の内訳について質疑があり、旧羽野木沢小学校用地を売却するために調査したところ、敷地内に国有財産の水路敷の土地が約277平米あり、平成17年4月から買い受け終了時の8年分の土地使用料が発生するとともに、一体化利用で売却するために、国有財産購入費として用地購入費の67万9,000円を予算計上したものであるとの答弁があり、第4款衛生費、予防費の予防接種受託料について質疑があり、9月1日からの予防接種法の改正に基づき、これまでの生ワクチンから不活化ワクチンへと全面的に切りかえとなり、従来の集団接種から個別接種に、経口摂取から注射接種に切りかえとなることから、接種に対する整備体制と保護者に対する迅速かつ的確な周知を図るための補正であり、対象者は1,445人見込み、市内19の医療機関で接種することになり、1人当たり6,000円見込んでいるとの答弁があり、本件については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第18 発議第3号

○工藤武則議長 次に、日程第18、発議第3号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第4号

○工藤武則議長 次に、日程第19、発議第4号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第5号

○工藤武則議長 次に、日程第20、発議第5号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案理由説明、委員会付託及び質疑等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議会改革について

○**工藤武則議長** 次に、日程第21、議会改革についてを議題といたします。

本件に関し、議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○**松野武司議会改革特別委員長** 一登壇一

おはようございます。去る3月15日の第1回定例会において設置されました議会改革特別委員会は、同日委員会室において委員会を開催し、委員長に不肖、私松野武司が、副委員長に福士寛美委員が選任され、これまで委員会を2回開催し、議員定数の適正化と議会審議の活性化について調査、検討を行ってまいりましたので、その経過の概要について御報告申し上げます。

3月27日に開催した第1回委員会において、今後の協議事項について議員の定数の適正化と議会審議の活性化に特化した形で進めていくことを確認いたしました。

5月8日開催した第2回委員会においては、議員定数について各会派の意見を聴取しましたが、結論を出す前に県内他市の定数の状況を予算別、人口別等、あらゆる視点から分析し、引き続き調査することを確認いたしました。

また、議会審議の活性化については、検討項目を掲げ、調査してまいりました。その1つは、議長及び副議長選挙のあり方について、2つ目は一般質問の活性化について、3つ目は代表質問制度について、4つ目は委員会の会議録の公開について、5つ目は本会議以外のインターネット中継について、6つ目は議会での電子機器使用許可の検討について、7つ目は議案に対する各議員の表決の明確化と公表等について検討しておりますが、各委員から県内各市はもとより、全国的に先進的な取り組みをしている市議会を調査する必要があるとの意見が出ております。

以上がこれまでの主な経過であります。当委員会としては今後とも議員定数の適正化と議会審議の活性化については時間をかけて調査する必要があることから、結論が出るまで閉会中の継続審査を願うものであります。

以上、当委員会における審査の概要を報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

議会改革特別委員長より申し出のあった閉会中の継続審査について採決いたします。

本件は閉会中の継続審査を所管事項の結論に達するまでとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の閉会中の継続審査は所管事項の結論に達するまでとすることに決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

◎市長あいさつ

○工藤武則議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会も工藤議長を初め、伊藤予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

また、本日追加提案いたしました三瀨洋生氏、教育委員会委員の任命についても御賛同を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年3月11日の東日本大震災の発生から1年3カ月余りが経過いたしました。いまだに日本各地で強い余震が続いております。本市といたしましては、このような未曾有の災害にも被害を最小限に抑えられるよう防災の観点から応急対策に関する検証や確認を行うとともに、市民の防災意識の高揚を目的とした総合防災訓練を7月22日に市

浦地区において開催いたします。今後も引き続き、市民生活の安心、安全の確保に努めてまいりますので、議員各位におかれましては特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日差しがじわりと強さを増し、夏の訪れを感じる時期となりましたが、議員各位におかれましては御自愛の上、市勢進展のためますます御活躍くださいますよう祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○工藤武則議長 これにて平成24年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月20日

五所川原市議会議長 工 藤 武 則

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男

五所川原市議会議員 山 田 善 治

五所川原市議会議員 山 田 和 宗